松阪市
障害福祉サービス等利用の手引き

令和８年４月

目　次

第１章　はじめに……1
Ⅰ　松阪市障害福祉サービス等利用の手引きについて……1
Ⅱ　支給決定についての基本的な考え方……2
第２章　松阪市障害福祉サービス等支給決定基準……3
Ⅰ　基準支給量……3
Ⅱ　乖離基準と非定型支給決定案の取扱い……7
Ⅲ　利用者負担上限月額について……7
Ⅳ　各サービスの併給関係について……8
Ⅴ　介護保険サービスとの調整……9
第３章　障害福祉サービス等の概要……12
Ⅰ　訪問系サービス……12
（１）居宅介護（障害福祉サービス・介護給付）……12
（２）重度訪問介護（障害福祉サービス・介護給付）……13
（３）重度障害者等包括支援（障害福祉サービス・介護給付）……14
（４）身体障害者訪問入浴サービス（地域生活支援事業）……27
Ⅱ　外出支援……28
（１）同行援護（障害福祉サービス・介護給付）……28
（２）行動援護（障害福祉サービス・介護給付）……31
（３）移動支援（地域生活支援事業）……34
Ⅲ　日中活動系サービス……38
（１）生活介護（障害福祉サービス・介護給付）……38
（２）療養介護（障害福祉サービス・介護給付）……39
（３）自立訓練（障害福祉サービス・訓練等給付）……40
（４）就労選択支援（障害福祉サービス・訓練等給付）……42
（５）就労移行支援事業（障害福祉サービス・訓練等給付）……43
（６）就労継続支援事業（障害福祉サービス・訓練等給付）……44
（７）日中一時支援（地域生活支援事業）……48
Ⅳ　短期入所……50
（１）短期入所　（障害福祉サービス・介護給付）……50
Ⅴ　居住支援……51
（１）共同生活援助（障害福祉サービス・訓練等給付）……51
（２）施設入所支援（障害福祉サービス・介護給付）……53
Ⅵ　就労定着支援……54
（１）就労定着支援……54
Ⅶ　自立生活援助……55
（１）自立生活援助……55

Ⅷ　地域相談支援 56
（１）地域移行支援（地域相談支援） 56
（２）地域定着支援事業（地域相談支援） 57
第４章　障害児支援について 58
Ⅰ　障害児の通所給付 58
（１）児童発達支援 58
（２）放課後等デイサービス 59
（３）医療型児童発達支援 61
（４）保育所等訪問支援 61
（５）居宅訪問型児童発達支援 62
Ⅱ　障害児の自立支援給付の種類と対象者 64
第５章　計画相談支援及び障害児相談支援の取扱い 65
Ⅰ　計画相談支援・障害児相談支援の概要 65
（１）計画相談支援 65
（２）障害児相談支援 66
Ⅱ　サービス等利用計画・障害児支援利用計画の流れ 67
Ⅲ　計画相談支援等における松阪市の取扱い及び留意点について 71
Ⅳ　相談支援Ｑ＆Ａ 75
第６章　松阪市地域生活支援拠点等事業について 88
第７章　障害者虐待の防止について 89

【「障害」・「障がい」の表記について】

松阪市の表記ルールとして、「障害」の表記については、法律で定められている名称等に含まれる場合等を除き、「障がい」を使用していますが、本手引きにおいては、法令規則に基づいた支給決定を行う性質上、法律等に基づく用語等及びそれ以外の用語も含め、すべて「障害」と表記しています。

第１章　はじめに

Ⅰ　松阪市障害福祉サービス等利用の手引きについて

１．目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス、地域相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援に関する支給決定の公平性を担保することを目的とする。

２．この手引きの位置づけ

この手引きのうち、第 2 章は松阪市障害者介護給付費等支給基準に関する要綱（平成 18 年告示第 231 号）に基づく支給決定基準である。第 3 章以降は各サービスにおける基本的な事項や利用上の留意事項等、サービス等利用計画等の作成時に必要な考え方等を明示する。

３．支給決定基準として定めるもの

（１）障害福祉サービス

（ア）介護給付

○訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護	○日中活動系サービス 療養介護、生活介護
○居住系サービス 施設入所支援	○その他 短期入所、重度障害者等包括支援

（イ）訓練等給付

	○日中活動系サービス 自立訓練、宿泊型自立訓練 就労選択支援、就労移行支援 就労継続支援
○居住系サービス 共同生活援助	○その他 自立生活援助 就労定着支援

（ウ）地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

（２）地域生活支援事業

移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス

Ⅱ　支給決定についての基本的な考え方

指定特定相談支援事業所等は、下記の事項を考慮したうえでサービス等利用計画を作成するものとする。

１．全般的事項

（ア）サービス内容において、目的等が同様であるものについての併給は不可。

（イ）同一時間帯における複数サービス利用は不可。

（ウ）サービス利用に当たっては、自立支援給付優先とする。

（エ）介護保険制度における 65 歳以上の第 1 号被保険者又は第 2 号被保険者で特定疾病がある方は、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業を優先して受けることとなる。
　ただし、みなし第 2 号被保険者（生活保護受給者）は、介護保険の被保険者ではないため介護保険給付を受けることができず、障害福祉サービスが優先されるため、この限りでない。

２．訪問系サービス

（ア）基準支給量は、身体介護と家事援助を合算した時間数とする。

（イ）週間計画は、月 4.5 週として支給量を計算する。

（ウ）介護保険給付対象者（以下「介護保険対象者」という。）は、介護保険によるサービス利用を優先する。ただし、障害固有の事由がある場合は、介護保険サービスの給付に加えて障害者総合支援法による障害福祉サービスの支給を行う。

（エ）居住系サービス利用者は、原則として居宅介護は利用できない。

３．日中活動系サービス

（ア）事業所の開所時間における他サービスの利用は不可。

（イ）介護保険対象者は介護保険によるサービスが優先となるが、障害固有のニーズがある場合は利用可。

（ウ）複数のサービスの同日利用は、原則として認めない。ただし、併給については、日中活動系サービスを複数利用することがより効果的であるなど、併給することについて明白かつ正当な理由がある場合については併給することができる。（サービス等利用計画等により判断する。）

（エ）日中一時支援との同一日の利用は、原則不可（P.49 参照）

４．居住系サービス

（ア）原則として、毎日利用することとする。

（イ）居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用は原則として不可。

（ウ）短期入所の利用は不可。

第２章　松阪市障害福祉サービス等支給決定基準

Ⅰ　基準支給量

１．訪問系サービス

（１）障害者・障害児　　（時間／月）

利用サービス	区分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	児童
居宅介護 ※	基準	14	18	27	50	79	114	45
	加算上限	7	9	14	25	40	57	23
重度訪問介護	基準				156	195	278	
	加算上限				78	98	139	
行動援護	基準			38	51	68	88	48
	加算上限			19	26	34	44	24
同行援護	基準	58						58
	加算上限	29						
重度障害者等包括支援	基準						94,770 単位	
短期入所	基準	14 日／月（年間利用日数 180 日以内）						

※ 身体介護及び家事援助を合算した支給量とする。
※ 通院等乗降介助及び通院等介助に係る支給基準量は、定期的な通院に必要な量とする。

（２）介護保険対象者　　（時間／月）

利用サービス	区分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
居宅介護 ※	基準	7	9	14	25	39	57
	加算上限						
重度訪問介護 ※	基準				75	75	75
	加算上限						
行動援護	基準			19	19	19	19
	加算上限						
同行援護	基準	58					
	加算上限	29					
重度障害者等包括支援	基準						66,540 単位

※ 65 歳を過ぎてから、一定条件（P.9 参照）のもと、新規に介護保険サービスへの上乗せ支給を行う者は、表記時間の半分（少数点以下切り上げ）を支給量上限とする。

（３）共同生活援助利用者（外部サービス利用型を除く）　　（時間／月）

利用サービス	心身の状態像	区分	区分４	区分５	区分６
居宅介護（※１）	重度訪問介護対象	基準	35	45	62
	同行援護対象	基準	16		
	行動援護対象	基準	28	38	54
	上記以外（※２）	基準	9	13	21
重度訪問介護	介護保険対象（※３）	基準	23		
	上記以外	基準	47	60	95

※１　行動援護又は重度訪問介護に係る支給決定を受けることのできる者に限る（経過措置あり）
※２　「居宅における身体介護が中心である場合」のみ
※３　「（２）介護保険対象者」より優先して適用される

２．訪問系サービスに係る加算支給量の算定

基準支給量に加算が必要となる勘案事項に該当する場合は、表１のとおり基準支給量に調整加算率を乗じた支給量を加算（小数点以下切り上げ）する。また、勘案事項及び調整ポイントは表２のとおりとする。

表１　　※ 小数点以下切り上げ

調整ポイント	調整加算率
4 点以上	×1.5

調整ポイント	調整加算率
2～3 点	×1.3

表 2

勘案事項	具体的な事項	判断基準	調整ポイント
心身の状況	本人との意思疎通に特に時間を要する場合	コミュニケーションボードや手話通訳が必要	2
	心身の状況から 2 人介護が必要な場合	障害特性によるもの	2
	体温調節・体位変換等のために、夜間介護を実施しなければならない場合	障害福祉サービスで実施する必要がある場合	2
	行動援護対象者であり、特に時間を要する場合	行動関連項目 10 点以上	2
	嚥下障害等により食事の介助に著しく時間を要する場合	経口摂取の食事介助にかかるもの	1
	治療行為としての医療行為に該当しない医療的なケア※として身体介護が必要な場合	服薬介助は含まない	1
介護者の状況	単身独居の場合	住民票や戸籍等によらず、実際の生活状況等から判断する	2
	同居親族が高齢・疾病等で介護力が低い場合		2
	同居親族が就労中などにより日中独居の場合		1
サービス提供体制	サービスに係る利用可能な指定事業者がなく、やむを得ず他のサービスで代替する場合	重度障害者等包括支援は除く	1
サービス利用意向	相談支援専門員がやむを得ないと判断する場合	具体的な理由が必要	1

※ 日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為（人工呼吸器・喀痰吸引・経管栄養・導尿補助など）。なお、ヘルパーによる喀痰吸引・経管栄養等の実施には一定の要件あり。

３．日中活動系・居住系サービス（介護給付）

サービスの種類	区分	支給量	支給決定期間	
			最短	最長
短期入所	基準	14 日／月 （年間利用日数 180 日以内）	1 か月	12 か月
療養介護	基準	当該月の日数	1 か月	36 か月
生活介護	基準	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 か月	36 か月
施設入所支援	基準	当該月の日数	1 か月	36 か月 （※）

※ 併せて利用する日中活動サービスの支給決定期間を上限とする。

４．訪問系・日中活動系・居住系サービス（訓練等給付）

サービスの種類	区分	支給量	支給決定期間	
			最短	最長
自立訓練（機能訓練）	基準	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 か月	12 か月
自立訓練（生活訓練）	基準	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 か月	12 か月
宿泊型自立訓練	基準	当該月の日数	1 か月	12 か月
就労選択支援	基準	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 か月	1 か月
就労移行支援	基準	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 か月	12 か月
就労継続支援 A 型	基準	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 か月	36 か月
就労継続支援 B 型	基準	当該月の日数から 8 日を控除した日数	1 か月	36 か月 （※1）
共同生活援助	基準	当該月の日数（※2）	1 か月	36 か月 （※2）
就労定着支援	基準	当該月の日数	1 か月	12 か月
自立生活援助	基準	当該月の日数	1 か月	12 か月

※1 支給決定時に 50 歳未満の場合は 12 か月とする。
※2 体験利用の場合は、連続 30 日以内かつ年間 50 日以内とし、最長期間は 12 か月とする。

５．地域相談支援給付

サービスの種類	区分	支給量	支給決定期間	
			最短	最長
地域移行支援	基準	当該月の日数	1 か月	6 か月
地域定着支援	基準	当該月の日数	1 か月	12 か月

６．地域生活支援事業

サービスの種類	区分	支給量	支給決定期間	
			最短	最長
移動支援	基準	30 時間／月	1 か月	36 か月
日中一時支援	基準	10 日／月	1 か月	36 か月
訪問入浴サービス	基準	14 回／月	1 か月	36 か月

※ 支給決定期間は、同時に決定した介護給付等の支給決定期間を上限とする。

７．標準利用期間

標準利用期間を超えて延長の支給決定をする場合は、松阪市介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）より意見聴取する。

サービスの種類	内容	標準利用期間	最大延長
自立訓練（機能訓練）	基本	18 か月	＋12 か月（原則 1 回）
	一定の状態像の場合（※）	36 か月	＋12 か月（原則 1 回）
自立訓練（生活訓練）	基本	24 か月	＋12 か月（原則 1 回）
	長期入院していた等の場合	36 か月	＋12 か月（原則 1 回）
宿泊型自立訓練	基本	24 か月	個別に審査
	長期入院していた等の場合	36 か月	個別に審査
就労選択支援	基本	1 か月	＋１か月
就労移行支援	基本	24 か月	＋12 か月（原則 1 回）
	養成施設を利用する場合	36～60 か月	＋12 か月（原則 1 回）
就労定着支援	基本	36 か月	延長不可
自立生活援助	基本	12 か月	＋12 か月（原則 1 回）
地域移行支援	基本	12 か月	個別に審査

※ 頸髄損傷による四肢麻痺又はそれに類する状態。

８．暫定支給決定

本支給決定前に暫定支給決定を行い、障害福祉サービス受給者証を交付する。

サービスの種類	内容	暫定支給決定期間	備考
自立訓練（機能訓練）	基本	2 か月以内	すでに暫定支給決定期間中に行われるアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントが不要と判断できる場合は、暫定支給決定を行わないことができる。
自立訓練（生活訓練）	基本	2 か月以内	
宿泊型自立訓練	基本	2 か月以内	
就労移行支援	基本	2 か月以内	
	養成施設	不要	
就労継続支援Ａ型	基本	2 か月以内	

※ 暫定支給決定期間は、支給決定開始日から 2 回目の月末までとする。

Ⅱ　乖離基準と非定型支給決定案の取扱い

１．乖離基準

	サービスの種類	乖離基準
介護給付	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	基準支給量＋加算支給量を超えるとき
	短期入所	14 日／月を超えるとき
	生活介護	当該月の日数から 8 日を控除した日数を超えるとき
地域生活支援事業	移動支援 日中一時支援 訪問入浴サービス	基準支給量を超えるとき

２．乖離基準を超える場合の審査等

（１）支給決定調整会議

福祉事務所内にて非定型支給決定案におけるサービス等利用計画案の妥当性を協議する。介護給付の場合は、審査会における意見聴取の必要性を判断する。

（２）審査会における意見の聴取

支給決定調整会議にて意見聴取の必要があると判断されたときは、**二次判定結果・医師意見書・勘案事項整理票・サービス等利用計画案**を添えて審査会より意見を聴取する。

Ⅲ　利用者負担上限月額について

	所得区分（障害者）	世帯(※)の課税状況	通所・在宅サービス利用時の負担上限月額	入所施設、グループホーム利用時の負担上限月額
障害者 ※ 世帯の範囲は「本人」又は「本人と配偶者」（施設入所の18歳・19歳を除く）	生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
	低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
	一般１	市民税所得割 16万円未満	9,300円	37,200円
	一般２	市民税所得割 16万円以上	37,200円	37,200円
障害児 ※ 世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯（施設入所の18歳・19歳を含む）	生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
	低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
	一般１	市民税所得割 28万円未満	4,600円	9,300円
	一般２	市民税所得割 28万円以上	37,200円	37,200円

※18 歳・19 歳の施設入所者は、障害者・障害児のどちらの世帯範囲を適用するかが異なります。

Ⅳ　各サービスの併給関係について

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業

サービス内容	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	移動支援	訪問入浴	日中一時支援	就労定着支援	自立生活援助
居宅介護		△	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	△	×	○	○	△	○	○	○
重度訪問介護	△		×	△	△	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	△	△	○	○	○
同行援護	○	×		×	△	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	△	×	○	△	○	○	○	○
行動援護	○	△	×		△	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	△	×	○	△	○	○	○	○
療養介護	×	△	△	△		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
生活介護	○	○	○	○	×		○	○	△	△	○	△	△	△	△	○	△	○	○	△	○	×	○
短期入所	○	○	○	○	×	○		×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○
施設入所支援	×	×	×	×	×	○	×		○	○	×	△	△	△	△	×	○	×	×	×	×	×	×
自立訓練（機能訓練）	○	○	○	○	×	△	○	○		△	○	×	×	△	△	○	△	○	○	△	○	×	○
自立訓練（生活訓練）	○	○	○	○	×	△	○	○	△		○	×	×	△	△	○	△	○	○	△	○	×	○
宿泊型自立訓練	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○		○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×
就労選択支援	○	○	○	○	×	△	○	△	×	×	○		×	×	×	○	△	○	○	○	○	×	○
就労移行支援	○	○	○	○	×	△	○	△	×	×	○	×		×	×	○	△	○	○	○	○	×	○
就労継続支援Ａ型	○	○	○	○	×	△	○	△	△	△	○	×	×		×	○	△	○	○	○	○	×	○
就労継続支援Ｂ型	○	○	○	○	×	△	○	△	△	△	○	×	×	×		○	△	○	○	○	○	×	○
共同生活援助	△	△	△	△	×	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○		×	×	△	×	△	○	×
地域移行支援	×	×	×	×	○	△	×	○	△	△	×	△	△	△	△	×		×	×	×	×	×	×
地域定着支援	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×		○	○	○	○	×
移動支援	○	△	△	△	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	△	×	○		○	○	○	○
訪問入浴	△	△	○	○	×	△	○	×	△	△	×	○	○	○	○	×	×	○	○		○	○	○
日中一時支援	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	△	×	○	○	○		○	○
就労定着支援	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○		×
自立生活援助	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	

Ⅴ　介護保険サービスとの調整

１．基本的な考え方

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスの支給決定を行う。（原則、国の通知に準じる）

２．障害福祉サービスと介護保険サービスの相互関係

障害福祉サービス	相互関係	介護保険サービス
〔居宅介護〕身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助 〔重度訪問介護〕	○	〔訪問介護〕身体介護・生活援助・通院等乗降介助 訪問型サービス
同行援護・行動援護	×	―
短期入所	○	短期入所生活介護・短期入所療養介護
就労継続支援（A 型）（B 型）、就労移行支援 就労選択支援（※R6 新設）	×	―
生活介護	○	通所介護（デイサービス）
共同生活援助（グループホーム）	×	―
施設入所支援	×	―
訪問入浴サービス	○	訪問入浴介護
移動支援	×	―
日中一時支援	○	通所介護・短期入所等で代替可

（相互関係）○：介護保険に相当するサービスがあります。×：介護保険に相当するサービスはありません。

３．訪問介護サービスの上乗せ支給

（１）対象要件

重度障害者については、介護保険サービスの利用限度により、本市が必要と認める訪問介護の支給量を確保することが困難な場合がある。この場合、原則として要介護５の者を対象とし、次の点に注意しつつ、訪問介護サービスの上乗せ支給対応を行うこととする。

（ア）他の高齢者との公平性の確保の観点から、安易な介護保険サービスからの転用とならないよう、ケアマネージャーや介護保険サービス提供事業者等とサービス内容を十分に精査する。

（イ）必要と認められる訪問介護の支給量と実際に介護保険サービスで受けることができる訪問介護の支給量との差分を算出する。

【留意事項】
要介護４以下の者で、介護保険の利用限度額の不足が見込まれる者は、本来、要介護度の上位への変更が想定されるため、要介護度の再認定を行うこととする。
その中で、四肢麻痺等により寝たきり状態にある重度の障害者であっても要介護５に認定されない者等については、個別に必要性を判断するものとするが、その場合であっても原則として要介護４以上の者を対象とする。

（２）障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する場合の特例

65 歳に達する日前１年間にわたり継続して支給決定（居宅介護、重度訪問介護）を受けていた障害福祉サービス利用者が、介護保険サービスへ移行する場合において、要介護認定を受けた結果（１）の対象要件に該当せず、障害特性の固有ニーズに対応する支援が不足することが考えられる。

その場合、固有のニーズに基づくサービス提供が必要と認められる者については、介護保険サービスや他の社会資源等を検討した結果、市が特に必要と認める場合は、下記の条件を勘案したうえで障害福祉サービスを基準支給量〔P.3（2）参照〕の範囲内で併用できるものとする。

（ア）４.に掲げる「個別移行支援連携会議」に諮った結果、障害福祉サービスの併用が妥当と判断されていること。

（イ）障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、介護保険サービスの区分支給限度基準額では障害特性に応じた支援が受けられないこと。

（ウ）介護保険サービスの利用実績が区分支給限度基準額に達する見込みがあること。

４．障害福祉サービス利用者が介護保険適用年齢等に達した場合（次頁フローチャート参照）

65 歳到達の１年前からチェックシート等を用いて、モニタリング月に障害福祉サービス利用者に対して介護保険制度の円滑な利用に向けての周知を行うこととし、必要に応じて 65 歳到達の 7～8 か月前に開催される「個別移行支援連携会議」にて情報共有を図り、介護保険サービスへの移行の方向性を検討するものとする。

なお、介護保険サービスへの移行段階においては下記項目に留意すること。

（１）介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険サービスのみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、状況に応じた介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

（２）介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解のうえ、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等、サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと。

５．介護保険サービス優先の捉え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険サービスを優先して受け、又は利用することになるが、以下の場合、その限りにおいて、障害福祉サービスの支給決定を行う。

（１）在宅の障害者で、障害福祉サービスについて市町村が適当と認める支給量が、介護保険サービスにおける区分支給限度基準額の制約から、介護保険給付のみによって確保することができない場合

（２）利用可能な介護保険サービス事業所・施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、介護保険サービスの利用が困難と市町村が認める場合（当該事象が解消するまでの間に限る）

（３）介護保険の要介護認定結果が非該当になるなど、介護保険サービスを利用できないときで、障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合

介護サービス移行フローチャート　松阪市版

※本フローチャートは障害者総合支援法第７条に基づく介護保険優先原則により、介護保険サービスへの移行を円滑に進めるための手順を示したものです。

障害福祉サービス（移行手続き）

65 歳到達 1 年前～

障害福祉サービス利用中の 64 歳到達者を抽出（障がい福祉課）
更新の申請書と併せて「元気はつらつチェックシート」「介護保険サービスへの移行シート」を相談支援事業所へ送付。

↓

「元気はつらつチェックシート」実施（相談支援専門員・障がい福祉課）
※判断が難しい場合は健康福祉総務課（福祉まるごと相談係）、介護保険課へ相談。

↓

「介護保険サービスへの移行シート」を用いて説明（相談支援専門員・障がい福祉課）

↓

7～8 か月前

【個別移行支援連携会議】※同意書必要

65 歳到達後の方向性を協議：

①介護保険サービス移行　②介護-障害福祉併給　③障害福祉サービス継続

〈対象者の選定〉
- 障害福祉サービス利用中の 64 歳到達者
- 相談支援専門員・地域包括支援センター・介護支援専門員からの事例

〈構成員〉
- 障がい者基幹相談支援センターマーベル、相談支援専門員
- 地域包括支援センター、介護支援専門員、その他必要と認められた者
- 障がい福祉課（主催）、健康福祉総務課（福祉まるごと相談係）、介護保険課

↓

介護サービスへの引継ぎ期間

３か月前～

（65 歳到達 3 か月前から介護保険申請が可能）

①介護保険サービス移行
②介護-障害福祉併用併給

⇒介護保険申請
※本人、家族又は委任(口頭可)を受けた代理者でも申請可能。

↓

介護支援専門員の決定
＝相談支援専門員と**連携**
（介護保険サービス担当者会議等）

↓

65 歳誕生日の翌月～

①介護保険サービス利用開始
②障害福祉サービス併給開始

③障害福祉サービス継続

（介護保険非該当又は介護保険に相当するサービスがない場合）

⇒相談支援専門員継続

↓

③障害福祉サービス更新

R8.4 一部改訂

第３章　障害福祉サービス等の概要

Ⅰ　訪問系サービス

（１）居宅介護（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名　称	・身体介護 ・家事援助 ・通院等介助（身体介護を伴う・伴わない）	通院等乗降介助
サービス内　容	【身体介護】 居宅における入浴、排泄、食事等の介助 【家事援助】 居宅における掃除、洗濯等の家事支援 【通院等介助】 居宅から医療機関への通院等（入院と退院を含む）及び官公署への相談・手続や、障害福祉サービスの見学に際した外出の支援で、乗車前・降車後の介助に20分～30分程度以上要する支援	ヘルパー自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うこと。あわせて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動の介助、通院先や外出先での受診の手続や移動の介助で、乗車前・降車後介助が20分未満の支援 （外出先の範囲は、通院等介助と同じ）
対象者	【身体介護、家事援助、通院等介助（身体介護を伴わない）、通院等乗降介助】 ・障害支援区分が区分１以上である障害者 ・障害児については、相当する心身の状態にある児童	
	【通院等介助（身体介護を伴う）】 下記のすべてに該当する者 ・障害支援区分が区分２以上 ・障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）に掲げる状態のいずれかひとつ以上に認定されていること。 （ア）「歩行」　「４．全面的な支援」 （イ）「移乗」　「２．見守り等」「３．部分的な支援」又は「４．全面的な支援」 （ウ）「移動」　「２．見守り等」「３．部分的な支援」又は「４．全面的な支援」 （エ）「排尿」　「２．部分的な支援」又は「３．全面的な支援」 （オ）「排便」　「２．部分的な支援」又は「３．全面的な支援」	
障害支援区　分	区分１以上　（児童については不要）	
支給(利用)単　位	【身 体 介 護】最小単位30分　以降30分 【家 事 援 助】最小単位30分　以降15分 【通院等介助】最小単位30分　以降30分 ＊身体介護：１回　3時間以内 家事援助：１回 1.5時間以内 での利用を原則とする。	最小単位１回 （乗車前介助→移送→降車後介助で1回）
支給量	基準時間あり（P.3 参照）	通院等に必要な量
利用者負担	原則１割負担（負担上限額あり）	
必要経費 ※利用者負担以外	外出時に係る交通費用等 （ヘルパー分も含む）	移送運賃等の交通費用

（２）重度訪問介護（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名　称	重度訪問介護
サービス内　容	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行う。
対象者	**① 重度の肢体不自由者** （ア）障害支援区分4以上 （イ）二肢以上に麻痺等があること （医師意見書のうち「麻痺」の項目「左上肢　右上肢　左下肢　右下肢」において、「ある」に２項目以上（軽、中、重のいずれかにチェックされている）） ※ 医師意見書の「四肢欠損」「筋力の低下」「関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる扱い。 （ウ）障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 **② 知的障害者・精神障害者** （ア）障害支援区分４以上 （イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）と医師意見書の「てんかん発作」の合計点数が10点以上とされたもの
障害支援区　分	区分４以上 ・対象者①のうち区分６で重度障害者等包括支援の対象要件を満たす者 →「重度訪問介護　重度障害者等包括支援対象者」（15%加算） ・対象者①のうち区分６で重度障害者等包括支援の対象要件を満たさない者、又は対象者②のうち区分６の者 →「重度訪問介護　障害支援区分６該当者」（8.5%加算） ・区分４及び５の者 →「重度訪問介護　基本」
支給(利用)単　位	最小単位　１時間　以降30分ごと（原則、１日３時間以上）
支給量	基準時間あり（P.3参照）＊移動介護加算に必要な時間数も勘案 例）身体介護等（150Ｈ）＋移動（48Ｈ）＝支給量（198Ｈ）
利用者負担	原則１割負担（負担額上限あり）
必要経費※利用者負担以外	外出に係る交通費等（ヘルパー分も含む）

（３）重度障害者等包括支援（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名　称	重度障害者等包括支援
サービス内　容	介護の程度が著しく高く、常時介護を要する障害者（児）等に、居宅介護や生活介護等の訪問系・日中活動系の障害福祉サービスを包括的に提供する。
対象者	支援区分６で、意思疎通に著しい困難を有するものであって、次のいずれかに該当する者 （ア）重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型） ・最重度知的障害者（Ⅱ類型） （イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の者（Ⅲ類型）
障害支援区　分	区分６
支給(利用)単　位	報酬単位数／月
支給量	94,770 単位／月
利用者負担	原則１割負担（負担額上限あり）
必要経費※利用者負担以外	外出時に係る交通費等（ヘルパー分も含む）

A　サービス支給決定時の判断基準

１．居宅介護等の基本的事項

（１）介護給付（居宅介護等）の基本的な性格

介護給付は、日常生活において必要な支援を継続的に行うものです。

（２）留意事項

ア　単にサービスの希望を聞くのみでなく、ニーズの整理と目標設定を意識してください。
イ　障害福祉サービス等の公的サービス以外の利用状況も勘案してください。
ウ　サービス等利用計画（案）は、事業者にそのサービスの提供が可能であることを確認し、現実的な内容にまとめてください。
エ　サービス等利用計画に基づき、指定居宅介護事業者等が居宅介護計画等を作成し、サービスが提供されます。

２．支給量の計算

（１）１か月分の支給量の考え方は、原則として「4.5週」として計算します。

週間サービス計画における支給量×4.5（＋随時分）＝１か月あたりの支給量

（２）複数事業者利用の場合は、事業者間で調整を行います。

（３）居宅介護等の提供に当たっては、具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画等に基づいて行われる必要があります。

※ 指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画等に基づいて提供されるべき居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要があります。

※ なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに計画の見直し、変更を行うことが必要です。

B　サービス内容

１．身体介護

安全かつ清潔に毎日の生活を送ることができるよう、利用者の身体に直接援助を行うものです。その援助に伴う必要な準備、後片付け等の一連の行為を含みます。

内容	具体的な介助の内容		
排泄介助	トイレ介助	トイレ利用	・トイレまでの安全確認　・トイレへの移動（見守りを含む） ・排泄介助　・利用者の清潔介助　・ヘルパー自身の清潔動作
		ポータブルトイレ利用	・環境整備（防水シートを敷く、衝立を立てるなど）　・移乗 ・排泄介助　・利用者の清潔介助　・ポータブルトイレの後始末
		※ 場合により、汚れた衣服の処理、陰部等の洗浄、便器等の清掃を含む	
	オムツ交換	・脱衣（オムツを開く→尿パットをとる）　・陰部･臀部洗浄 ・オムツの装着　・汚れたオムツ等使用物品の後始末 ※ 必要に応じ、水分補給やオムツから漏れて汚れたリネン等の交換	

内容		具体的な介助の内容
食事介助		・安全確認（誤飲兆候の観察）　・手洗い、排泄、エプロン、タオルなどの準備 ・食事姿勢の確保（ベッド上での座位保持を含む）　・配膳　・接触介助 ・服薬介助　・食べこぼしの処理等の後始末
入浴・清拭・身体整容等	清拭	（全身清拭） ・湯、タオル、着替えなどの準備　・清拭　・身体状況の点検、確認 ・水分補給　・使用物品の後始末　・汚れた衣服の処理
	部分浴	（手浴及び足浴） ・湯、タオルなどの準備　・皮膚等の観察　・手浴、足浴　・体を拭く　・乾かす ・水分補給　・身体状況の点検、確認
	洗髪	・湯、タオルなどの準備　・適切な体位の確保　・洗髪洗体　・安楽な姿勢の確保 ・水分補給　・身体状況の点検、確認
	全身浴	・安全確認（浴室での安全）　・湯はり→物品準備（タオル、着替えなど） ・排泄の確認　・皮膚等の観察　・入湯、洗髪洗体　・着衣、身体状況の点検、確認 ・水分補給　・汚れた衣服の処理　・浴槽の簡単な後始末
	洗面等	・洗面用具や物品準備（歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼなど） ・洗面（タオルで顔を拭く、歯磨き見守り・介助、うがい見守り・介助）
	身体整容	（日常的な行為としての身体整容） ・物品の準備　・整容（髭の手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧）
	更衣介助	・着替える衣類の準備　・上衣下衣靴下の更衣介助 ・スリッパや靴を履かせる　・着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ
移動・移乗介助（居宅内に限る）	移乗	・車いすの準備　・ブレーキ、タイヤ等の確認　・ベッドサイドで端座位の保持 ・座位の確保（後ろにひく、ずれを防ぐためあて物をするなど）　・状態の確認 ・その他の補装具（歩行器、杖）の準備　・移乗　・状態の確認
	移動	・安全移動のための通路の確保（廊下・居室内等） ・移動（車いすを押す、歩行器に手をかける、手を引くなど） ※ 移動時、転倒しないようにそばについて歩く（介護は必要時に行う）
起床・就寝介助	起床介助	・声かけ、覚醒確認　・ベッドサイドでの起きあがり　・ベッドからの移動 ・気分の確認　・必要に応じ、布団の片付け
	就寝介助	・準備（シーツのしわを伸ばし埃をはらう、布団やベッド上のものを片づける等） ・ベッドへの移動　・ベッドサイドでの端座位の確保　・仰臥位又は側臥位の確保 ・リネンの快適さの確認（掛け物を気温によって調整する等）

なお、以下(１)(２)の支援については、介護報酬上、身体介護に含まれるものとして取扱います。

（１）特段の専門的配慮をもって行う調理

医師の指示等（主治医意見書、医師の診断書等の書面により適切な判断ができるもの）に基づき適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案したうえで、熱量、蛋白質量、脂質量等の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の管理指導、支援担当者会議で栄養士等の専門職から聴取した意見等に沿った調理を行うもの。

※ 単に食材を細かくすることやトロミをつけることは家事援助の範囲です。

（２）自立生活支援、ADL 向上のための援助（共同実践）

利用者のすぐそばについて安全の確保ができる状態で、一緒に手助けしながら行う調理、掃除、洗濯等。（安全確認の声掛け、疲労の確認を含みます。）

※ 洗濯物を一緒に干したり畳んだりすることにより意欲の引き出しや自立支援を促すとともに、自立支援のための見守り・声かけを行います。

※ 共同実践が、ADL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものであることを、モニタリング及び計画において明確にしてください。

※ 目標期間を定め評価し、共同実践が利用者に適さない支援である場合は家事援助による支援に切り替えることも含めてモニタリング及びサービス利用計画を作成してください。

【留意事項】
「共同実践」は「安全を確保しつつ常時介護できる状態で行う見守り等」であることから、単に声かけを行うことや共に行う家事を行うことをもって「身体介護」の算定は認められません。
（身体介護と認められない場合の具体例）　※ 以下の場合は「家事援助」となります。
利用者が行う掃除の出来具合の確認、声かけのみ、単純な見守り、家事を分担する場合等

【参考】「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」
（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

２．家事援助

家事援助とは、身体介護以外の掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身又は家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に支援するものです。

なお、利用者ができる範囲で家事を行うことを制限するものではありません。

項目	家事援助の例
掃除	居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し、準備・後片付け
洗濯	洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取入れと収納、アイロンがけ
ベッドメイク	利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
衣服の整理・被服の補修	衣類の整理（夏・冬物等の入替え等）、被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
一般的な調理・配下膳	配膳・後片付け、一般的な調理（お弁当を購入して届けるだけでは、家事援助（調理）の提供にはあたりません。）
買物 （ヘルパー単独）	日常品等の買物（内容の確認、品物・つり銭の確認を含む）、薬の受取り（既に処方箋がある場合のみ）
育児支援 （概ね就学前）	哺乳・乳児浴・乳児の健康把握の補助、利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除・洗濯・調理、利用者(親)の子どもが通院する場合の付き添い、利用者(親)の子どもが保育園（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎
代読・代筆	郵便局・請求書・回覧板・チラシ等の読み上げ、手紙・アンケート等の代筆 ※ 小説の代読等余暇支援目的の行為、エクセルの入力等ヘルパーに特殊なスキルを必要とする行為、利用者本人の契約や医療機関等での同意書の代筆、利用者本人の経済活動や団体活動の運営に関わるものは対象外です。

３．通院等介助

通院等介助とは、通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等（入院と退院を含む）の手続き、移動等の介助を行うサービスです。

通院等介助（身体介護を伴う）と通院等介助（身体介護を伴わない）とは、支給決定における区分はありますが、サービス内容に違いはありません。

（１）通院等介助のサービス内容

対象範囲	定期的な医療機関の受診（入院と退院を含む）やリハビリ、精神科デイケア
	官公署、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所への相談・手続き
	上記の相談の結果生じた障害福祉サービス事業所の見学
サービスの流れ	声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続等

（２）通院における支援の範囲

ア　病院内の移動等の介助は基本的には院内スタッフより対応されるべきものですが、病院スタッフでは対応できず、ヘルパーによる待合室での具体的介助が必要な場合には、院内介助はサービスとして認められます。

【具体的な介助の例】

・院内の移動に介助が必要な場合
・排泄介助を必要とする場合
・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合

イ　院内介助が認められる場合でも、診察室（検査やリハビリ室を含む）内はサービス対象外です。

ウ　帰りに直接自宅に帰らずに買物や余暇的外出等を行う場合は、病院からの帰りの部分について通院等介助は算定できません。（移動支援の利用は可）

（３）診療報酬を算定できる医療制度を利用する場合が対象であり、マッサージなど保険診療を伴わないものは、通院等介助ではなく、同行援護（P.28参照）や移動支援（P.34参照）等での対応となります。

４．通院等乗降介助

通院等乗降介助とは、通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助に加えて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行うものです。乗車又は降車の介助のみが必要な場合は、福祉有償運送や介護タクシー等で対応可能であるため、本サービスの対象ではありません。

（１）通院等乗降介助のサービス内容

対象範囲	通院等介助と同様
サービスの流れ	声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→ヘルパーが自ら運転する車への乗車介助→運転（算定外）→降車介助→気分の確認→受診等の手続等

（２）通院等介助と通院等乗降介助の区分

「乗車時及び乗車前」又は「降車時及び降車後」の介助に要する時間が、それぞれ20分未満か20分以上かかるか、によって異なります。利用計画による標準的に要する時間が20分未満の場合は「通院等乗降介助」、20分以上の場合は「通院等介助」となります。

（３）通院等乗降介助の留意点

院内介助等についての要件は、通院等介助と同様です。また、１回のサービスで通院等介助と乗降介助を利用することはできません。

Ｃ　制度利用の可否について（入院中・施設入所中など）

１．入院中の利用

居宅介護等は居宅において家事援助又は身体介護を提供するものであり、病室内での利用はできません（重度訪問介護によるコミュニケーション支援は除く）。また、入院外泊時の居宅介護等の利用については、病院での医療保険の適用対象となっているためできません。

なお、同行援護等（同行援護、行動援護及び重度訪問介護）の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、１泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することが可能です。

【参考】「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」
（平成28年6月28日障障発0628第1号）

２．障害者支援施設入所中の利用

居宅介護等、移動支援ともに原則として施設入所中は利用できません。基本的な考え方として、外泊等は自宅での受け入れ体制が整っていることを想定されています。ただし、施設入所支援の報酬算定外の日について、やむを得ないと認められる場合には居宅介護等が利用できる場合があります。状況に応じて、自費ヘルパーの契約も検討してください。

３．介護保険関連施設入所中の利用

特養・老健・特定施設（有料老人ホーム・ケアハウス等）利用の可否は、以下のとおりです。

<table>
<tr><th>施設種別</th><th>居宅介護等の利用可否</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>×</td><td></td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設</td><td>△</td><td rowspan="2">重度訪問介護のコミュニケーション支援を一定期間利用する場合のみ利用可。</td></tr>
<tr><td>介護医療院</td><td>△</td></tr>
<tr><td>有料老人ホーム</td><td>△</td><td rowspan="3">介護保険の「特定施設入居者生活介護」の給付を受けることができる場合は利用不可。</td></tr>
<tr><td>ケアハウス（軽費老人ホーム）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>サービス付高齢者向け住宅</td><td>△</td></tr>
<tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>×</td><td></td></tr>
</table>

D　サービス提供に係る注意点

１．居宅介護の提供

（１）本人が外出している時間帯のサービス提供

本人不在時のサービス提供はできません。居宅介護（家事援助）等のサービス提供には、本人の安否確認や健康チェック等も含まれることから、本人の在宅時に提供することが必須です。

（２）複数の場所でのサービス提供

原則としてできません。主に日常生活を営む場所１か所のみで利用することになります。

（３）居所以外の場所でのサービス提供

原則としてできません（ただし、重度訪問介護の外出時支援を除く）。学校や職場等、日中活動の場、友人宅、短期間の帰省先等でのサービス提供はできません。

（４）ヘルパーの家族（利用者）に対する訪問系サービス提供

サービス利用者の同居家族に対する援助はできません。掃除であれば本人の居室のみが範囲となり、洗濯や調理についても本人分のみが対象となります。

「ヘルパーの同居家族に対するサービス提供の禁止」は基準で定められています。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第27条）

（５）別居家族によるサービス提供

法的に制限されていませんが、「家族介護との区別がつきにくい」「外部の目が届きにくくなる」等の理由から、サービスの質の低下につながることが懸念されます。

家族の介護負担を軽減するのが訪問系サービスの目的の一つであることから、家族ヘルパーによるサービス提供については原則として認められません。

＊松阪市における取扱いについて

現在、ヘルパーの別居家族に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援）を行っている場合は、サービス提供の見直しをお願いします。例外的に、ヘルパーの別居家族に対する訪問系サービスが必要な場合は「別居親族による訪問系サービス提供に係る事前協議書」を提出し、市の承認を得る必要があります。（令和7年7月1日周知）

２．身体介護・家事援助での注意点

（１）居宅介護の報酬告示において、身体介護は「居宅において身体介護が中心である場合」（身体介護中心型）、家事援助は「家事援助が中心である場合」（家事援助中心型）と規定されています。

例えば、家事援助中心型によるサービス提供時間中に、短時間かつ軽微な身体への介助の必要が生じた場合でも、家事援助中心型での算定となります。

（２）家事援助として不適切なもの

・本人に対する直接的な援助には該当しないもの

例）本人の居室以外の共有部分の掃除、来客の応接、同居家族への援助

・日常生活の援助に該当しないもの

例）大掃除、草むしり、ペットの世話、家具の組み立て

（３）ヘルパーの医療行為について

医師法等の規定により、医療行為は緊急時を除き医師や看護師等の医療職しか行えないため、ホームヘルパーが医療行為を行うことはできません。看護師等の資格を持った者であってもホームヘルパーとして活動している時は同様の取扱いになります。

なお、治療行為としての医療行為に該当する代表例は、インシュリン注射、褥瘡の処置、浣腸、摘便等が挙げられます。

医療行為であるか否かについては、以下の参考資料を確認してください。

【参考】「医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）」
（平成 17 年７月 26 日医政発第 0726005 号）

※ たんの吸引等を行うには、登録事業者及び登録従事者であることが必要です。

【参考】「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」
（平成23年10月3日厚生労働省令第126号）

（４）ヘルパーによる育児支援

育児支援は、利用者(親)が本来家庭内で行うべき養育を代替するものであり、次のアからウのすべてに該当する場合に、個々の利用者(親)、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて「居宅介護（家事援助)」又は「重度訪問介護」の対象となります。

ア　利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合

イ　利用者（親）の子どもがひとりでは対応できない場合

ウ　他の家族等による支援が受けられない場合

【参考】「障害者自立支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」について」
（令和3年７月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

（５）金銭管理

金銭、通帳、印鑑、有価証券等の管理や金銭出し入れの代行等の金銭管理は、障害福祉サービスの業務に含まれません。居宅介護等によるサービス提供ではなく金融機関による訪問サービスの活用や日常生活自立支援事業等を検討してください。また、視覚障害者に対する金融機関における口座開設時の代筆行為については、金融機関側での対応が求められます。

（６）サービス対象外の活動

ア　リハビリ、マッサージ…専門的知識や技術を要するようなリハビリやマッサージは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。

イ　散髪…理容師法、美容師法の規定により、有資格者しか行えないため、ホームヘルパーが行うことはできません。

※ なお、ア・イについて、各資格を持った者であっても、ホームヘルパーとして活動している時間は同様の取扱いになります。

ウ　服薬管理…医療行為のため不可。ただし、利用者本人の指示のもと、配剤された薬を口元に運ぶ等については服薬介助として身体介護での提供が可能です。

エ　薬の受取り…処方箋があり、ヘルパーが取りに行くだけであれば買い物代行と同じように家事援助での提供が可能です。

３．通院等介助・通院等乗降介助の注意点

（１）活動の起点について

居宅介護事業のひとつであるため、活動の起点・終点は原則自宅となります。往路（復路）は家族で対応可能なため片道のみのニーズがあるような場合については、起点・終点のいずれかが自宅であれば

利用可能です。（居宅が起点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所事業所等から目的地（病院等）への移動等に係る支援についても、同一の事業所が行うことを条件に対象となります。）

（２）身体介護を「伴う」「伴わない」について

「伴う」「伴わない」の決定は、障害支援区分及び認定調査項目によって決められますが、具体的な支援内容に違いはありません。

「身体介護を伴わない」＝「身体介助を行わない」ということではありません。具体的な身体介助の必要が生じれば「伴う」「伴わない」のどちらの支給決定の場合でもサービスは提供されます。

（３）ヘルパー自身の運転による外出の介助

ヘルパー自身の運転による外出（いわゆる介護タクシー行為）は、外出に際して必要な一連の介護（居室からの移動や乗降時の介助等）が活動内容のひとつとして認められます。 ただし、事業者が道路運送法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることが必要です。

なお、運転中はヘルパーが利用者に対して介護を行っていないことから、移動時間はヘルパー活動として認められず、算定時間に含みません。ただし、運転手が別にいて、ヘルパーは利用者の座位保持等の理由で移動中も介助を行っている場合には、公共交通機関を利用して外出するときと同様に移動時間も身体介護として算定できます。

（４）通院以外のサービス提供について

通院等介助は、受診に係る支援であるため、買物や食事等の通院以外を目的とする利用は原則としてできません。通院の帰りに日常生活上必要な買物をする場合は、往路は通院等介助とし、病院からの帰りは移動支援や同行援護等の利用、又は公的サービスを含まない有償運送による支援となります。

（５）障害児に対する通院等介助等

原則として保護者が行うものですが、当該児童の障害特性並びに保護者の状況（疾病等に限ります。）を勘案し、他の代替手段が確保できない場合に限り利用することができます。

（６）精神科デイケア・マッサージ

精神科デイケアは診療報酬を算定できる医療制度であるため通院等介助で対応できます。ただし、マッサージのような保険診療を伴わないもの（自発的なもの）は、通院等介助の適用ではなく、同行援護（P.28参照）や移動支援（P.34参照）等での対応となります。

（７）突発的な通院が発生した場合の取扱い

突発的な通院（風邪をひいたため、急遽病院に行く等）については、すでに通院等介助の決定があり、その支給量の範囲内で対応ができる場合に限り可能です。

また、移動支援や同行援護等の利用者については、当該サービスでの対応も可能です。

４．重度訪問介護について

（１）重度訪問介護と居宅介護の関係

障害状況が重度訪問介護の要件を満たしているからといって、必ずしも重度訪問介護を利用するのではなく、本人の希望するサービスを把握したうえで計画してください。

（２）サービス内容

重度訪問介護は、身体介護や家事援助、移動支援、見守り等のサービスを包括的に提供するものです。つまり、長時間にわたる活動の中で身体介護や家事援助の具体的なサービスが断続的にある場合、「身体介護」や「家事援助」では必要な時間帯のみを抜き出して支給決定することになりますが、「重度訪問介護」ではその他見守り等が必要な時間も含め利用することができます。

（３）長時間の利用

極端な長時間利用の場合、身体介護や家事援助に属さない安否確認的な「見守り」が利用時間中に含まれていると考えられますので、支援の実態を確認したうえで必要な時間数を決定します。

（４）見守り

重度訪問介護の見守りとは、長時間にわたる断続的で具体的な身体・家事的援助の中での見守りを指します。したがって、身体介護や家事援助が実施されない見守りのみでは利用できません。

（５）重度訪問介護と身体介護・家事援助等の併給

原則、併給できません。重度訪問介護を利用するか、身体介護や家事援助をスポット的に利用するかいずれかになります。

ただし、重度訪問介護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービス提供できないために他事業者が身体介護や家事援助を提供する場合は、例外として併給が認められます。そのため、支給決定に際しては、申請前のあっせん・調整の段階で併給が必要になるかの確認が必要になります。

（６）重度訪問介護と行動援護の併給

外出時において、行動援護サービスを利用する方が適している場合は、併給可能とします。

ただし、支給量については、重度訪問介護の支給量の範囲内で、行動援護の基準で定める支給量を上限として必要と認められる時間数を決定します。

（７）ヘルパーの医療機関等への派遣

重度訪問介護は居宅（外出支援を除く）において提供するサービスですが、以下の表の範囲において、入院中の医療機関等においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができます。

対象者	日常的に重度訪問介護を利用している障害者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分６・５・４の障害者
派遣期間	入院中の医療機関等の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間に限る。
支援内容	・利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。 ・強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。 ・上記に付随した看護に該当しない行為（テレビの位置調整等）。

入院中のコミュニケーション支援以外の支援は、医療機関の看護要員が行うため、その支援を代替及びその人員を補充するための利用はできません。また、看護に該当しない行為が必要な者であっても、コミュニケーション支援が必要ない場合は利用できません。

【参考】「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」
（平成28年6月28日保医発0628第2号厚生労働省保健局医療課長通知）

E　居宅介護の所要時間について

居宅介護を１日に複数回利用する場合は、原則として２時間以上の間隔を空けます。ただし、以下の要件に該当する場合は、２時間未満の間隔での利用が可能となります。

（１）別のサービス類型（例：身体介護と家事援助）を利用する場合で、その必要がある場合

（２）身体の状況等により短時間（２時間未満）の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合

（３）通院等乗降介助を利用する場合

（４）複数の事業所が連続して活動する場合（１事業所で対応できないために、１回のサービスの時間を分けて２事業所が入る場合等）

F　二人派遣について

二人派遣（2名のヘルパーが同一利用者に対して同時に協力して提供）は、主に身体介護の場面において、以下のいずれかに該当する場合に認められます。

（１）障害者等の身体的理由により１人の居宅介護従業者による介護が困難である場合

例）・重度障害や体格が大きいなどで入浴や排泄等移乗を伴う介助に危険がある

・エレベータのない建物の２階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合

（２）暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等のリスクが認められる場合

（３）その他障害状況等から判断して、（１）又は（２）に準ずると認められる場合

「厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年厚生働省令第 171 号第 4 条）」参照

※ 事業者や利用者との調整やあっせんが事前に必要となります。

※ 利用者負担も通常の２倍になりますが、負担上限月額は変わりません。

（調整ポイントとして加算対象となる。P.4 参照）

G　重度障害者等包括支援の決定について

決定に際しては、計画相談支援事業所からサービス等利用計画案の提示を受け、その内容の要否確認を行う必要があります。

H　グループホームの利用者について

共同生活援助（外部サービス利用型を除く）利用者については、国で定められた対象要件（次の①～③）に該当する者のみ、次のサービス利用が可能です。

① 区分４以上の同行援護、行動援護又は重度訪問介護対象者

・利用できるサービス：「身体介護」「家事援助」「重度訪問介護」

② 区分４以上の者で次の（ア）（イ）をすべて満たす者

（ア）グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられている

（イ）グループホームでの居宅介護利用について市町村が必要性を認める場合

・利用できるサービス：「居宅介護（身体介護に限る）」のスポット支援のみ

③ 区分１以上かつ慢性疾患等の障害者で、医師の指示による定期的な通院が個別支援計画に位置づけられている者

・利用できるサービス：「通院等介助」「通院等乗降介助」を<u>月２回まで</u>

・目的は通院に限る。

＊①、②は、利用者とホーム間での調整のうえで相談・申請となるので、必要時間及びヘルパー派遣の調整状況を確認してください。なお、報酬単価が変わるため、支給決定を「基本」から「居宅介護利用者」へ変更する必要があります。（通院等介助・通院等乗降介助・同行援護・移動支援のみを利用する場合は、基本決定となります）

＊身体介護のスポット支援は、一時的に次の個別支援が必要となる場合のみ利用可能です。

○ 排泄・食事介助、清拭・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、起床・就寝介助等
○ 利用者の行動を予測しながら危険を回避するための支援
○ 利用者が適切な行動を選択できるための支援

［注］上記については、令和 6 年 3 月 31 日までの経過措置とされていましたが、令和 9 年 3 月 31 日まで延長されました。

（令和 6 年 1 月 25 日付障発 0125 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）附則（平成18年10月1日施行）第18条の2第1項、第2項関係

＊ 外部サービス利用型では通院等介助・通院等乗降介助を含む居宅介護の併給は一切認められませんが、通院支援が必要と認められる場合は、受託居宅介護で報酬算定可能です。
（令和3年2月2日 三重県障がい福祉課サービス支援班へ確認）

［グループホーム入居者の居宅介護利用に係る留意事項］

（１）個別支援の考え方

グループホーム入居者についても、利用者の状態や必要性に応じてその利用者個別にサービス提供を行います。したがって、グループホームの人員体制の不備や補助金・運営費の多寡といった事由からグループホーム入居者全体に対してサービス提供を行うことはありません。また、そのような事由が利用の理由になることはありません。

（２）グループホーム職員との役割分担

日常生活に必要な援助のうち「食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等」については、グループホーム設置運営主体が行います。

（３）居宅介護等のサービス内容として不適切なもの

ア 「特段の専門的配慮をもって行う調理」が必要な人や世話人不在日の調理
入居者に食事の提供を行うのはグループホーム運営主体が行うべき業務であり、たとえ特別食の調理であっても居宅介護等の利用による対応は認められません。

イ 共用部分の掃除
ヘルパーが業務として行う掃除は、利用者本人の居室に限ります。

Ⅰ　児童の利用に係る留意事項

１．利用の要件

保護者に対する育児支援ではなく、障害児本人に対する日常生活の支援であるという考えから、居宅介護等の必要性が、障害ゆえの状態によるものか単に年齢等によるものなのか等の検討が必要です。

２．世帯の家事・介護能力

同居家族やきょうだい児の年齢及び心身の状態等から個別に判断します。たとえば、障害児本人と弟がいる場合、障害の有無に関わらず世話の大変な乳児期や双子等、障害がなければ母親が弟の世話に専念できるくらいの年齢に到達しているのか等によって世帯の家事･介護能力が変わってくる可能性があります。

３．対象児童の身体状況

「ADL全介助」であっても、乳幼児期であれば障害の有無に関わらず同じような状態であることもあり、支給決定の必要性や支給量の検討が必要です。

４．サービス利用・サービス提供の可否

（１）障害児の余暇支援・経験拡大・留守番を主目的とした活動

余暇支援や経験拡大、宿題をさせる、留守番といったニーズは、居宅介護サービスの対象外です。

（２）家事援助の利用

家事援助は、本来その対象者の年齢に照らし合わせ、日常生活を営むのに必要な家事を代行して支援するものです。よって、幼児期の障害児の食事づくりや洗濯は、育児支援にあたるものと考え、原則家事援助での支給決定はできません。一般的に年齢に応じて取得できる生活能力を鑑みて判断してください。

（３）保護者不在時の利用

利用はできません。ただし、ホームヘルパーが実際に提供するサービス内容が具体的にあり、保護者がホームヘルパーに対してサービス提供に関する指示を確実に出せる状態であれば認められます。

（４）保護者が仕事から帰宅するまでの間の利用

居宅介護等においてヘルパーが入るのは、具体的な身体介護等の支援を行うためであり、保護者の就労支援のために保育等を提供するものではありません。

そのため、具体的な身体介護等を要する時間においてのみ算定することができ、単に見守りのみ等の保育等がニーズの場合は算定対象外であるため、子ども・子育て支援法によるファミリーサポートセンターや居宅訪問型保育事業等の支援の活用も検討してください。

（５）障害児に対する通院等介助等の利用

P.22を参照してください。

（４）身体障害者訪問入浴サービス（地域生活支援事業）

サービス名　称	訪問入浴サービス
サービス内　容	自宅での入浴が困難な障害者に対し、移動入浴車で障害者宅に訪問し、自宅内に特殊浴槽を設置し、入浴の機会を図る。
対象者	重度の身体障害者で通所等により入浴機会を確保することが困難な方で、医師が入浴可能と認めた方。（所定の診断書が必要） 1　対象者要件について ①　市内在住で身体障害者手帳を所持し、肢体不自由の１級に該当する方。 ②　厚生労働省が定める特殊の疾病による障害の程度が上記①に準じる方。 2　介護保険制度との適用関係 介護保険対象者は、原則として利用不可。 （介護保険サービス優先） 3　入浴の機会を含む他のサービスとの併給不可 入浴の機会を含む他のサービスには、ヘルパーや生活介護事業所による入浴支援を含む。
障害支援区　分	不要
支給(利用)単　位	１回
支給量	14回／月
利用者負担	１割負担（負担上限あり）
必要経費※利用者負担以外	水道代等の実費
併給関係	他の入浴の機会を含むサービスとの併給は不可。ただし、日中活動系のサービスについては例外あり。
優先順位	他の入浴の機会を含むサービスが優先 （介護保険サービスにも同様のサービスあり）
備　考	通常、看護師が同伴し、３名体制で入浴支援を行う。

Ⅱ　外出支援

（１）同行援護（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名　称	同行援護
サービス内　容	・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。） ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護 ・排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
対象者	【同行援護 基本】 ・同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ「移動障害」の点数が１点以上の者のうち、同行援護基本（盲ろう者）に該当しない者 ・上記の状態に準ずる障害児
	【同行援護 基本（盲ろう者）】 ・下記のすべてに該当する障害者等 ア　同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ「移動障害」の点数が１点以上の者 イ　聴覚障害６級以上の身体障害者手帳を所持する者 ・上記の状態に準ずる障害児
障害支援区　分	不要（スコアのみ） （区分３以上に該当する場合は加算あり）
支給(利用)単　位	最小単位30分　以降30分ごと
支給量	基準時間あり（P.3参照）
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）
必要経費※利用者負担以外	外出時に係る交通費、施設入場料等（ヘルパー分も含む）
併給関係	必要性を勘案したうえで、通院等介助と併給可能 移動支援との併給は原則不可
優先順位	移動支援より同行援護が優先

【サービス支給決定時の判断基準】

1　「同行援護　基本」と「同行援護　基本（盲ろう者）」の違い

サービス内容に違いはありません。「同行援護　基本（盲ろう者）」は、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護のサービス提供を行った場合に、同行援護事業所が加算を算定できるようにするため、必要となる類型です。

2　同行援護のサービス提供範囲

同行援護のサービス内容には、居室内で行う介護は含まれないため、居室内で外出準備等を行う場合は居宅介護の利用を検討する必要があります。

3　対象となる外出

対象となる外出の種類や外出に付随するヘルパーの業務、時間の算定については、移動支援と同じ扱いのため「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」は認められません。ただし、同行援護を利用して通院することは、病院内等での視覚情報の提供を含むため可能です。

なお、同行援護にはグループ支援はありません。

4　同行援護と移動支援

原則、同行援護と移動支援の併給は認められません。

ただし、同行援護を申請した対象者が、複数の事業者を利用しており、その中に同行援護の指定を受けない事業者が存在する場合は、対象者の意向を踏まえたうえで、同行援護と移動支援の併給を可とし、支給量については両サービスを合わせた時間数を支給決定基準となるように調整します。

5　同行援護と介護保険サービスの関係

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない、障害福祉固有のサービスと認められるものは利用できます。

同行援護アセスメント票（令和２年４月１日改正）

	調査項目	０点	１点	２点	特記事項	備考
視力障害	視力	１．普通（日常生活に支障がない。）	２．約１m離れた視力確認表の図は見ることができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 ３．目の前に置いた視力確認表の図は見ることができるが、遠ざかると見ることができない。	４．ほとんど見えない。 ５．見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	１．視野障害がない。 ２．視野障害の１点又は２点の事項に該当しない。	３．周辺視野角度（Ｉ／四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（Ｉ／二視標による。以下同じ。）が56度以下である。 ４．両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	５．周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。 ６．両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力障害の１点又は２点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	１．網膜色素変性症等による夜盲等がない。 ２．夜盲の１点の事項に該当しない。	３．暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	－	視力障害又は視野障害の１点又は２点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	１．慣れていない場所であっても歩行ができる。	２．慣れた場所での歩行のみできる。	３．慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注１．「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐（すい）体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注２．「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

（視力確認表：A4版）

（２）行動援護（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名称	行動援護
サービス内容	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難があるものに対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行う。
対象者	障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上となる障害者（児）
障害支援区分	区分３以上
支給(利用)単位	最小単位30分　以降30分ごと
支給量	基準時間あり（P.3参照）
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）
必要経費※利用者負担以外	外出時に係る交通費、施設入場料等（ヘルパー分も含む）
併給関係	必要性を勘案したうえで、通院等介助と併給可能（※１） 移動支援との併給は原則不可
優先順位	通院等介助及び移動支援より優先
備考	原則として１回あたり８時間以内（半日の範囲）

※１　行動援護を提供している事業者が利用者の希望する時間帯にサービス提供できないために、他事業者が通院等介助を提供する場合は、併給が認められます。行動援護を提供している事業者が行動援護に加えて通院等介助の提供をすることはできません。

【サービス利用時の留意事項】

1 行動援護と移動支援

原則、行動援護と移動支援の併給は認められません。（ただし、事業所で対応できないと判断される場合は併給可とし、支給量については両サービスを合わせた時間数を支給決定基準となるように調整します。）

2 サービス内容

基本的なサービス内容は移動支援と同様であるため、「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」は認められません。ただし、通院の支援については、障害特性を勘案して行動援護によるサービス提供が可能です。また、出発前の準備や帰宅後の水分補給など、外出に伴う居宅内での介助についてもサービス内容に含みます。

（1）予防的対応

ア　行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動をとったりしないよう、あらかじめ行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動をとることができるよう理解させること

イ　視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どのような条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえでの予防的対応等を行うこと

（2）制御的対応

ア　何らかの原因で本人が不適切な行動を起こしてしまったときに、本人や周囲の人の安全を確保しつつ、行動を適切におさめること

イ　危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動や、自分を傷つける行為を適切におさめること

ウ　本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

（3）身体介護的対応

ア　便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等

イ　食事を摂る場合の食事介助

ウ　入浴及び衣服の着脱介助など

3 行動援護の留意事項

・報酬単価は1日8時間まで（8時間を超えてのサービス提供は可能です）。

・報酬額の算定は1日1回のみで時間帯の加算はありません。

行動援護の対象者　判定基準票

行動関連項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障ない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が不要	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
異食行動	ない	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
多動・行動停止	ない	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
不安定な行動	ない	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
自らを傷つける行為	ない	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
他人を傷つける行為	ない	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
不適切な行為	ない	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
突発的な行動	ない	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
過食・反すう等	ない	稀に支援が必要	月に1回以上	週に1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上の）支援が必要	
てんかん	年1回以上			月1回以上		週に1回以上	

◎ 行動援護の対象となるのは、12項目の合計点数が10点以上の知的障害者（児）、精神障害者（児）です。

（３）移動支援（地域生活支援事業）

サービス名称	移動支援
サービス内容	① 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、整容、更衣介助、排泄介助、手荷物の準備等） ② 移動に伴う支援（交通機関の利用補助等） ③ 外出中のコミュニケーションの支援（代読、代筆等） ④ 外出先での必要な支援（排泄・食事・更衣介助、姿勢保持、服薬準備と確認等） ⑤ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等） ※ ①と⑤については、外出の直前又は直後のみ、30 分未満に限り認められます。 ※ 上記支援を含まない単なるタクシー代わりの利用等の場合は、対象となりません。
サービス形態	① 個別支援型　（ヘルパー１人が利用者１人に対応） ② グループ支援型　（ヘルパー１人が複数利用者に対応 ＊3人まで）
対象者	・視覚障害者(児)　・全身性障害者(児)※1　・知的障害者(児)　・精神障害者(児) ＊児童の場合は「保護者の代わり」でないことに注意 【移動支援（身体介護有り）】 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）に掲げる状態のいずれかひとつ以上に認定されていること。 （ア）「歩行」　「４．全面的な支援」 （イ）「移乗」　「２．見守り等」「３．部分的な支援」又は「４．全面的な支援」 （ウ）「移動」　「２．見守り等」「３．部分的な支援」又は「４．全面的な支援」 （エ）「排尿」　「２．部分的な支援」又は「３．全面的な支援」 （オ）「排便」　「２．部分的な支援」又は「３．全面的な支援」 【移動支援（身体介護無し）】 上記に該当しない者 ※ 移動支援（身体介護有り）と移動支援（身体介護無し）は、支給決定における区分はありますが、サービス内容に違いはありません。
支給量	30時間／月　具体的な利用見込みがない場合は８時間／月
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	最小単位 30 分　以降 30 分ごと
決定方法	本人の利用希望に基づき以下を勘案し決定 （主な外出先、目的から必要な時間を算出）（移動支援事業以外の外出の有無）
利用者負担	原則１割負担（負担額上限あり）
必要経費※利用者負担以外	外出時に係る交通費等、施設入場料等（ヘルパー分も含む）
優先順位	介護給付における外出*の支援が優先される。 （*通院等介助、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援）

※1 全身性障害とは、両上肢・両下肢のいずれにも障害がある者を指し、身体障害者手帳1級所持者とします。片まひは含みません。なお、脳性まひ以外の全身性障害者（児）とは、外出時に主に車椅子を使用する者をいいます（屋内では伝い歩きできる場合も含む）。

１．移動支援の対象となる外出

（１）社会生活上必要不可欠な外出

① 公的な機関（官公庁や金融機関）における諸手続き

住民票の交付申請手続きの付添い、記載の代行、金銭の支払い等の代行。

※ 児童の場合の諸手続きは、基本的に保護者が行う事柄であり移動支援の対象となりません。ただし、児童と同席し、公的な機関に出向くとき等に児童の障害の状況から、保護者だけでなく介護人が同行することが必要な場合のみ移動支援事業の対象と認められます。

② 短期入所における施設の送迎

緊急性が高く、介護者が不在であるなどの場合は、介護者に短期入所先までの送迎を強いることは困難であり、緊急性を必要とするものとして認められます。この場合、送迎の出発地及び到着地は問いません。施設、学校等から短期入所先への移動支援も対象となります。

③ 医療機関及びこれに準じるものへの通院

突発的な場合又は診療の見込みが立つまでは移動支援事業を利用することが認められます。次回から診察があることを予測される場合は居宅介護での対応になります。

※ 定期的な通院は、介護給付での対応となります。

※ 児童の場合は、原則として移動支援事業の対象となりません。保護者の付き添いなしに医療機関を受診し、治療の説明を受け、治療行為を受けることは想定していません。ただし、児童の障害の状況から、保護者のみならず介護人が同行することが必要な場合のみ移動支援事業の対象と認められます。

④ 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの

学校や施設の見学や利用の手続、入学手続、会社の説明会等は移動支援事業を利用することが可能です。

※ 児童の場合、基本的に保護者が児童に代わって行うべき事柄であり、児童が単独で行うことが想定されにくいため、対象外です。

⑤ 本人同伴による外出支援

個人の嗜好による買物（衣類・雑貨・本・CD 等）、各種団体の行事や会合等は認められます。

※ 食材料等の購入は日常生活に不可欠なことから居宅介護サービスを利用します。

⑥ 地域生活に欠かせないと判断できるもの

地域の自治会、こども会等行事、祭への参加、冠婚葬祭への出席、お見舞い等は認められます。

（２）余暇活動等社会参加のための外出

① 自己啓発や教養を高めるもの

講演会、博覧会や文化教養講座等の見聞を広げることを目的とするものは認められます。

※ 学習塾のような定期的かつ長期にわたるものは認められません。

② 体力増強や健康増進を図るもの

トレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することで、健康の維持を図ったり、体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするものは認められます。ただし、トレーナーが付いて指導を行う場合など、目的地でヘルパーの支援を要さない場合は認められません。

※ スイミングスクールのような定期的かつ長期にわたるものは認められません。

③ **生活の内容・質の充実・向上を高めるもの**

外食、レジャー、レクリエーション、散歩、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート等は認められます。

※ 単に一緒に行う活動は除き、利用者を主体として具体的な支援を要する場合に限ります。

【留意事項】
①、②及び③において、同一目的又は同一内容の定期的な利用は想定されておらず、原則として週２回以上の利用はできません。ただし、本人、家族の状況を勘案したうえ、その他福祉サービス等の活用を十分検討してもなお移動支援による支援の必要性が認められる場合に限り、支給量の範囲内で利用できます。

２．移動支援の外出目的として対象とならないもの

（１）通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

外出先にて収入を得ることとされている外出は認められません。

（例）講演会で講師をして、報酬を受ける場合は経済活動に係る外出とみなし、移動支援は認められません。

（２）通年かつ長期にわたる外出

※ 通年とは 1 年を通じて定期的に外出支援を必要とする場合、長期とは概ね３か月を超える期間の継続を必要とする場合とします。

① **通学、通所等**

ア　学校等（保育園・幼稚園・各種養護学校・小中高大学）への通園・通学（学校等行事、実習を含む)、障害者児施設等への送迎は認められません。

イ　学習塾やスイミングスクール等で週単位・月単位で利用日が定められて利用を行うものは認められません。

【留意事項】
通学・通所に限り、次の(1)～(3)の要件に該当する場合で、他の社会資源の活用を検討しても他に手段がない場合は、一時的（3 か月以内）に利用が可能です。
なお、利用の前提として、3 か月以内に通学・通所の付添いが再開又は別の手段によって確保できることが明らかな場合のみとします。また、3 か月以上の延長は行いません。
（1）保護者等が病院に入院した場合
（2）保護者等が治療等で通院する場合
（3）保護者等が出産する場合

② **通院等**

定期的な通院は、次回の診察日が明確であり、容易に計画が立てられるため認められません（定期的な通院は居宅介護の対象となります。)。(P.18 参照)

（３）社会通念上、移動支援を利用することが適当でない外出

① **宗教活動**

布教活動や勧誘等の活動は対象外です。ただし、個人の信仰による参拝であり、他に趣旨がない場合は認められます。また、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加や一般的に行われる宗教行事（初詣、お宮まいり、法事、クリスマスイベント等）として共通の認識で行われるものは認められます。

② 政治活動

原則として認められません。ただし、投票の参考にするための演説会への参加、参政権に係る投票所への送迎は認められます。

③ 公序良俗に反することを目的とする場所

公共の秩序に欠ける場所への移動は対象外となります。

④ その他

社会通念上、適当でないと判断される場所への移動は対象外となります。

3．グループホーム入居者への移動支援利用に係る留意事項

余暇活動の一環として、移動支援を利用することは可能です。

ただし、医療機関への受診や行政機関に対する諸手続きについては、グループホームの従業者が対応すべきものとなりますので、移動支援の利用はできません。

なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に 2 回を限度として、慢性疾患の場合等に限りサービスの利用が認められる場合があります。(P.24 参照)

4．その他留意事項

（1）利用時間等の算定方法について

利用時間が 30 分未満の場合で算定する場合は 20 分以上とし、30 分以上の利用時間については、15 分以上を繰り上げ、15 分未満を切り捨てとします。

利用時間	算定時間数
20 分～44 分まで	30 分　（0.5 時間）
45 分～1 時間 14 分まで	1 時間　（1.0 時間）
1 時間 15 分～1 時間 44 分まで	1 時間 30 分　（1.5 時間）

（2）２時間ルールについて

移動支援を 1 日に複数回行った場合で、前後の支援の間隔が 2 時間未満のときは、前後の支援を合わせて 1 回の支援として算定します。

<table>
<tr><th>支援の内容</th><th>利用時間</th><th>算定時間数</th></tr>
<tr><td>1 回目の支援</td><td>1 時間（1.0 時間）</td><td rowspan="3">3 時間（3.0 時間）</td></tr>
<tr><td colspan="2">待機時間 30 分（支援不要）</td></tr>
<tr><td>2 回目の支援</td><td>2 時間（2.0 時間）</td></tr>
</table>

（3）その他

移動支援計画作成に当たっては、支給量が 30 分を単位として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者のニーズに応えることが必要です。

Ⅲ　日中活動系サービス

（１）生活介護（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名称	生活介護
サービス内容	食事や入浴・排泄等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供する。
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため常時介護等の支援が必要な障害者。
障害支援区分	① 障害支援区分３（施設へ入所する場合は区分４）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分２（施設へ入所する場合は区分３）以上である者 ※ 上記の区分に満たない者が施設への入所を希望する場合は、市へ相談（P.53施設入所支援を参照）
支給(利用)単位	１日 ※ サービス利用時間により利用区分（報酬算定区分）が以下のとおり異なります。 ３時間未満 ３時間以上４時間未満 ４時間以上５時間未満 ５時間以上６時間未満 ６時間以上７時間未満 ７時間以上８時間未満 ８時間以上９時間未満　　（９時間以上は延長支援）
支給量	原則の支給量　月の日数から８日を控除した日数／月
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋３年以内 （ただし、支給開始日が１日の場合は３年以内）
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）　施設入所支援との併給の場合は市と相談すること
必要経費※利用者負担以外	食費（食事提供加算あり）、日中活動における費用　施設入所支援との併給の場合は市と相談すること
優先順位	介護保険対象者は、介護保険サービスの通所介護、通所リハビリ等
備考	送迎加算あり

（２）療養介護（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名称	療養介護	
サービス内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。	
対象者	次の(１)から(３)までのいずれかに該当する者 （１） 区分６に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 （２） 区分５以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者であること イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ロ 医療的ケアスコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号）第１の１の表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。）が16点以上の者 ハ 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第543号）の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが８点以上の者 ニ 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが８点以上の者 （３） (１)及び(２)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者	
障害支援区分	区分５以上	
支給(利用)単位	１日	
支給量	当該月の日数／月	
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋３年以内 （ただし、支給開始日が１日の場合は３年以内）	
利用者負担	福祉サービス部分	医療サービス部分
	１割負担（負担額上限あり）	療養介護医療費として公費負担あり
併給関係	他のサービスとの併給は不可	
備考	三重県障害者相談支援センターによる「療養介護事業所利用調整実施要領」あり 【県内療養介護事業所（３か所）】 国立病院機構鈴鹿病院、国立病院機構三重病院、済生会明和病院なでしこ	

（３）自立訓練（障害福祉サービス・訓練等給付）

<table>
<tr><th>サービス名　称</th><th>自立訓練（機能訓練）基本
自立訓練（機能訓練）基本（視覚障害）</th><th>自立訓練（生活訓練）</th></tr>
<tr><td>サービス内　容</td><td>理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施。</td><td>食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者
① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
② 特別支援学校等を卒業した者であって、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等</td><td>地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者

① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
② 特別支援学校等を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等</td></tr>
<tr><td>障害支援区分</td><td colspan="2">不要（スコアのみ）</td></tr>
<tr><td>支給(利用)単　位</td><td colspan="2">１日</td></tr>
<tr><td>支給量</td><td colspan="2">原則の支給量　月の日数から８日を控除した日数／月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給期間</td><td colspan="2">支給開始日から同月末までの期間＋１年以内
（ただし、支給開始日が1日の場合は１年以内）
※ 暫定支給決定あり（支給決定の更新は標準利用期間の範囲内）</td></tr>
<tr><td>標準利用期間：18か月（原則）
※ ただし、頸髄損傷により四肢麻痺その他これに類する状態がある方は36か月</td><td>標準利用期間：24か月（原則）
※ ただし、長期入院していた又はこれに類する事由のある方は36か月</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td colspan="2">１割負担（負担額上限あり）</td><td rowspan="2">施設入所支援との併給の場合は市と相談すること</td></tr>
<tr><td>必要経費
※利用者負担以外</td><td colspan="2">食費（食事提供加算あり）、日中活動における費用</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="2">類似サービスとして、介護保険の通所介護、通所リハビリ等</td></tr>
</table>

サービス名　称	宿泊型自立訓練
サービス内　容	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
対象者	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者
障害支援区分	不要（スコアのみ必要）
支給(利用)単　位	１日
支給量	当該月の日数／月
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋１年以内 （ただし、支給開始日が１日の場合は１年以内） ※ 暫定支給決定あり ※ 支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内 標準利用期間：24か月（原則） ※ ただし、長期入院していた又はこれに類する事由のある方は36か月
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）
必要経費 ※利用者負担以外	食費（食事提供加算あり）、光熱水費、居住費

（４）就労選択支援（障害福祉サービス・訓練等給付）

<table>
<tr><th>サービス
名　称</th><th colspan="2">就労選択支援</th></tr>
<tr><td>サービス
内　容</td><td colspan="2">就労を希望する方に、短期間の生産活動等の機会を通じて、就労に関する適正、能力等の評価、整理を行い、適切な支援のために必要な連絡調整、情報の提供、助言等を行う。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">①　就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向のある者
②　現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。</td></tr>
<tr><td>障害支援
区分</td><td colspan="2">不要（スコアのみ）</td></tr>
<tr><td>支給(利用)
単　位</td><td colspan="2">１日</td></tr>
<tr><td>支給量</td><td colspan="2">当該月の日数から8日を控除した日数／月</td></tr>
<tr><td>支給期間</td><td colspan="2">標準利用期間：１か月（原則）
※１か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、２か月
※支援開始後に例外事由が認められた場合は、一度のみ、再度１か月の支給決定を行う。（要相談）</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td>１割負担（負担額上限あり）</td><td rowspan="2">施設入所支援との併給の場合は市と相談すること</td></tr>
<tr><td>必要経費
※利用者負担以外</td><td>食費（食事提供加算あり）</td></tr>
<tr><td>特別支援学校等における取扱い</td><td colspan="2">※令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する場合は、就労継続支援B型の利用支援前に、原則として就労選択支援を利用することとなるが、特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、在学中に就労選択支援を受ける必要がある。

※より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

※特別支援学校等の生徒が就労選択支援を受ける場合には、生徒が就労選択支援事業所に通所する場合と、教育課程における職場実習の場面等に就労選択支援事業所が出向いて支援を行う場合がある。また、特別支援学校等の生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、長期休業期間のほか、授業日に通所する場合も想定される。</td></tr>
</table>

（５）就労移行支援事業（障害福祉サービス・訓練等給付）

<table>
<tr><th>サービス
名　称</th><th>就労移行支援</th><th>就労移行支援（養成施設）</th></tr>
<tr><td>サービス
内　容</td><td colspan="2">一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施する。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の障害者
① 企業等への就労を希望する者
② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者</td><td>あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の障害者
※ 養成施設は、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の施設</td></tr>
<tr><td>障害支援
区分</td><td colspan="2">不要（スコアのみ）</td></tr>
<tr><td>支給(利用)
単　位</td><td colspan="2">１日</td></tr>
<tr><td>支給量</td><td colspan="2">原則の支給量　月の日数から8日を控除した日数／月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給期間</td><td>支給開始日から同月末までの期間
支給開始日から同月末までの期間＋1年以内（ただし、支給開始日が１日の場合は１年以内）
※ 暫定支給決定あり
※ 支給決定の更新は、標準利用期間の範囲内で行う</td><td>支給開始日から同月末までの期間＋3年又は５年以内</td></tr>
<tr><td>標準利用期間：24か月（原則）</td><td>標準利用期間：36か月又は60か月</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td>１割負担（負担額上限あり）</td><td rowspan="2">施設入所支援との併給の場合は市と相談すること</td></tr>
<tr><td>必要経費
※利用者負担以外</td><td>食費（食事提供加算あり）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">65歳以上の者は、65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。</td></tr>
</table>

※ 職場への定着のための支援等の実施として、指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職してから少なくとも６か月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならないとされています。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（６）就労継続支援事業（障害福祉サービス・訓練等給付）

<table>
<tr><th>サービス名　称</th><th>就労継続支援（Ａ型）</th><th>就労継続支援（Ｂ型）</th></tr>
<tr><td>サービス内　容</td><td>通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を実施。</td><td>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を実施。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者。具体的には次のような例が挙げられる。
①　就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
②　特別支援学校等を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
③　企業等を離職した者等就労経験はあるが、現に雇用関係がない者
④　通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

※　65歳以上の者については、65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていた者に限る。</td><td>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者
①　就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
②　50歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者
③　①、②に該当しない者であって、<u>就労移行支援事業者等によるアセスメント</u>※により、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
④　障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
⑤　通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者</td></tr>
<tr><td>障害支援区　分</td><td colspan="2">不要（スコアのみ）</td></tr>
<tr><td>支給(利用)単　位</td><td colspan="2">１日</td></tr>
<tr><td>支給量</td><td colspan="2">原則の支給量　月の日数から8日を控除した日数／月</td></tr>
<tr><td>支給期間</td><td>支給開始日から同月末までの期間＋3年以内
（ただし、支給開始日が1日の場合は３年以内）
※ 暫定支給決定期間あり</td><td>① 50歳に達している者･･･支給開始日から同月末までの期間＋3年以内（ただし、支給開始日が１日の場合は３年以内）
② 50歳未満の者･･･支給開始日から同月末までの 期間＋1年以内（ただし、支給開始日が１日の場合は１年以内）</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td colspan="2">１割負担（負担額上限あり）</td></tr>
<tr><td>必要経費
※利用者負担以外</td><td colspan="2">食費（食事提供加算あり）</td></tr>
</table>

施設入所支援との併給の場合は市と相談すること

※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。

日中活動系サービスの支給決定にかかる判断基準

１．複数種類の日中活動サービスの併給関係

（１）支給決定

日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられますが、障害者の効果的な支援を行ううえで市が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスを組み合わせて支給決定を行うことは可能です。

（２）複数のサービスの同日利用

（１）の場合でも、日中活動サービスに係る報酬は１日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできません（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、ひとつの事業所以外は報酬を算定できません。）。 ただし、宿泊型自立訓練と併用の場合はこの限りではありません。

（３）日中一時支援との同一日の利用は、原則不可（P.49 参照）

２．訓練等給付に係る支給決定

（１）基本的な考え方

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしています。

（２）日中活動サービスの支給量

原則として、各月の日数から８日を控除した日数を上限とすることを基本とします。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能です。

① 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する３か月以上１年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができます。

② ①の総和を超える場合は、サービス等利用計画等によって市と協議が必要です。

（３）暫定支給決定の対象サービス

ア 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
イ 就労移行支援
ウ 就労継続支援Ａ型

※ 就労継続支援Ｂ型は、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等で、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を行いません。

※ 暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市が認めるときは、暫定支給決定は行いません。

（４）暫定支給決定期間

暫定支給決定期間は、2か月以内の範囲として、支給決定開始日から２回目の月末の日まで設定します。

（５）暫定支給決定にかかる留意事項

・松阪市の暫定支給決定期間の設定方法は、暫定支給決定開始日の属する月の翌月末とします。

・暫定支給決定期間を満了し、本支給決定を要する場合、アセスメントのみ必要とし、原則としてサービス等利用計画案の提出は不要です。

・就労継続支援Ａ型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約が締結されます。（利用希望者と暫定支給決定の初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後暫定支給決定の結果利用できなくなった場合、事業者は当該利用希望者に解雇予告手当を払う義務が生じます。）

・利用者は、暫定支給決定期間経過後に、引き続き同一事業の暫定支給決定を受けることはできません。

・利用者は、暫定支給決定期間経過後に、暫定支給決定期間中に利用した事業所以外の事業所を利用することができます。

（６）自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービス（P.6参照）

標準利用期間の範囲内で、１年ごとに支給決定期間の更新が可能です。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間の更新が可能です（原則１回）。手続きには、２か月程度時間を要することから、延長が必要と判断した場合は、早めに当該サービス事業所や援護の実施機関と相談をしてください。

※ 標準利用期間

① 自立訓練（機能訓練）　１年６か月（18か月）
　※ ただし、頸髄損傷により四肢の麻痺又はその他これに類する状態がある者は３年（36か月）

② 自立訓練（生活訓練）及び宿泊型自立訓練　２年（24か月）
　※ ただし、以下の場合は、３年（36か月）
　・長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者
　・長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者
　・２年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められない状況にある者等

③ 就労移行支援　２年（24か月）
　※ただし、養成施設の場合は36か月又は60か月

（７）就労系サービスの在宅支援について

就労移行支援、就労継続支援A型・B型における在宅支援については、在宅での利用を希望する方が「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る届出書」を提出し、松阪市から在宅支援の支給決定を受けた方が対象となります。

モニタリング期間ごとに、在宅での就労系サービス利用状況についてのモニタリングが必要です。

（８）一般就労中の就労系サービスの利用について

下記のいずれかに該当し、市が認めた場合、利用できます。

ⅰ. 通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合（労働時間延長支援型）

ⅱ. 休職からの復職を目指す場合（復職支援型）

	就労移行支援・就労継続支援
対象者	企業等での働き始めに、概ね週10時間以上20時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合 （通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの）
利用条件	下記すべてを満たす場合 ・就労系福祉サービスの一時的な利用の前に就労系福祉サービスを利用しており、就職後も引き続き同一の事業所において就労系福祉サービスの利用を必要としている場合 ・企業等から、就労系福祉サービスの一時的な利用のため、就労系福祉サービスの事業所への通所が認められている場合（サービス等利用計画等において、段階的に概ね週10時間以上20時間未満から勤務時間を増やすことが記載され、雇用先の企業等も同意していることを確認する） ・勤務時間の延長を図るために就労系福祉サービスの一時的な利用が必要であると市町村が認めた場合
利用期間	原則、3ヶ月～6ヶ月以内 ※延長が必要な場合は合計１年まで認める

ⅲ. 概ね10時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合（就労移行支援短時間型・就労継続支援短時間型）

	就労移行支援	就労継続支援
対象者	就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であることを目安として一般就労した者	非常勤のような形態で一般就労している利用者 ※企業等での所定労働時間が概ね週10時間未満であることを目安とする （通常の事業所に雇用されることが困難な障害者）
利用条件	下記を踏まえ、就労移行支援の利用が必要であると市が判断した場合 ・就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か ・働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重な負担にならないか ・他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か	下記すべてを満たす場合 ・一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めている場合 ・当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合
利用期間	就労移行支援の標準利用期間 （2年間・最大で3年間）	特段の定めなし

（７）日中一時支援（地域生活支援事業）

サービス名　称	日中一時支援
サービス内　容	介護者が社会的理由、家庭的理由により一時的に障害者（児）の介護ができないときに障害者支援施設等で見守り、介護を行う。
対象者	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児又は障害者
障害支援区　分	不要（障害児は5領域11項目判定による区分要） ※ 支援区分により「重度」「中度」「軽度」の利用区分があります。 「重度」　支援区分６・５・４又はこれに準ずる程度 「中度」　支援区分３・２又はこれに準ずる程度 「軽度」　「重度」「中度」に該当しない程度
支給(利用)単　位	1日超　：現に利用した時間が８時間以上（１と1/4日） 4回利用で5日利用となる［(1と1/4)＋(1と1/4)＋(1と1/4)＋(1と1/4)＝5日］ 1日　：現に利用した時間が６時間以上８時間未満 1日利用 3/4日　：現に利用した時間が４時間以上６時間未満 3/4日と1/4日利用で1日利用となる［(3/4)＋(1/4)＝1日］ 1/2日　：現に利用した時間が２時間以上４時間未満 1/2日利用が２回で1日利用となる［(1/2)＋(1/2)＝1日］ 1/4日　：現に利用した時間が30分以上２時間未満 1/4日利用が４回で1日利用となる［(1/4)＋(1/4)＋(1/4)＋(1/4)＝1日］
支給量	10日／月（日数換算については上記参照）
支給期間	利用開始日から同月末までの期間＋１年以内 （ただし、支給期間開始日が１日の場合は１年以内） ※ 支給決定されているサービスの組み合わせによって最大３年以内
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）
必要経費 ※利用者負担以外	食費、日中活動にかかる費用
優先順位	報酬が１日単位である日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービスなど）と日中一時支援の同一日の利用は原則認められません。 ※ 次頁参照

A　一般就労に移行した者が日中一時支援を利用できる場合の要件について

※ いずれも満たす場合、2 日／月を限度に日中一時支援の利用が認められます。

(1) 日中一時支援の利用が、本人にとって社会に適応するため等に必要である場合
(2) 他の社会資源が利用できない場合
(3) その他、福祉事務所長が認める場合（公的な機関において家庭への支援が入っている、障害者本人への身体的・精神的支援が家庭内において得られない場合などが該当します。）

B　日中活動系サービス*と日中一時支援の同一日の利用についての留意事項

*日中活動系サービスとは
生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

日中一時支援とは、障害者等に対して日中における活動の場を確保すること、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的としたもので、日中活動系サービスとみなされます。
日中活動系サービスの報酬は 1 日単位で算定されるため、同一日に複数の日中活動系サービスを利用することはできません。したがって、日中活動系サービスと日中一時支援の同一日の利用については原則として認められません。
ただし、見守りが必要な障害者等であって、介護者の状況や他の社会資源の活用を検討してもなお日中活動系サービスの延長として日中一時支援の利用が必要であることがサービス等利用計画案において明確である場合は例外的に併給を認めることとします。
なお、やむを得ず同一日に利用する場合において、日中一時支援に要する費用については、併給時の報酬単価により算定します。

1．例外的に併給が認められる場合［①～③のいずれも満たす場合に限る］

① 介護者が疾病・出産・冠婚葬祭・就労・学校等の公的行事により介護できない状態である場合
② 他の社会資源が利用できない場合
一般施策や他の福祉サービスにおいて、当該障害者等を受け入れることができないとき
※ 生活介護や障害児通所支援においては、延長支援加算の算定が可能である場合、延長支援加算を算定してください。（この場合は同一日併給の単価は算定できません。）
③ サービス等利用計画案において必要性が明確である場合

2．併給の単価を算定できる要件

① 受給者証に併給可能障害者等であることが、記載されていること
※ 同一日の利用が必要な場合は、日中一時支援の同一日利用に関する申請書の提出が必要です。
② 日中一時支援同一日併給届が日中一時支援提供事業所から提出されていること
※ 併給の単価を算定できるのは、日中活動系サービス事業所のサービス提供時間外に限ります。

3．併給時の報酬単価

平常時（併給以外）		報酬単価
軽度	1/4 日(30 分以上 2 時間未満)	1,000 円
	1/2 日(2 時間以上 4 時間未満)	2,000 円
	3/4 日(4 時間以上６時間未満)	3,000 円
中度	1/4 日(30 分以上 2 時間未満)	1,250 円
	1/2 日(2 時間以上 4 時間未満)	2,500 円
	3/4 日(4 時間以上６時間未満)	3,750 円
重度	1/4 日(30 分以上 2 時間未満)	1,500 円
	1/2 日(2 時間以上 4 時間未満)	3,000 円
	3/4 日(4 時間以上６時間未満)	4,500 円

併給時	報酬単価	重度障害者(児)支援加算
30 分以上	610 円	100 円（710 円*）
1 時間以上	920 円	150 円（1,070 円*）
2 時間以上	1,230 円	200 円（1,430 円*）
3 時間以上	1,540 円	250 円（1,790 円*）
4 時間以上	1,850 円	300 円（2,150 円*）

＊ 報酬単価に重度障害者（児）支援加算を加えた額
併給時に係る支給単位は一律、1 回 1/4 日とする

※ 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスにおける延長支援加算の単価を準用。

Ⅳ　短期入所

（１）短期入所　（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名　称	短期入所
サービス内　容	介護者が社会的理由、家庭的理由により一時的に障害者の介護ができないときに障害者支援施設等で見守り、介護を実施 障害者本人の社会的理由、家庭的理由により障害者支援施設等で見守り、介護等を実施
対象者	身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者 医療機関において実施する短期入所サービス対象者 ア 18歳以上の利用者 … 次の(ｉ)から(vi)のいずれかに該当すること。 （ｉ）区分６に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 （ii）区分５以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分５以上に該当する重症心身障害者 （iii）区分５以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者 （iv）区分５以上に該当し、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上でかつ医療的ケアスコアが８点以上の者 （ｖ）区分５以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが８点以上の者 （vi）これらに準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者 イ 障害児 … 次の(ｉ)又は(ii)のいずれかに該当すること。 （ｉ）重症心身障害児　（ii）医療的ケアスコアが 16 点以上である障害児
障害支援区　分	区分１以上（障害児は５領域11項目判定による区分要）
支給(利用)単　位	１日
支給量	１４日／月　※ 年間利用日数を1年の半分（180 日以内）を目安にする （具体的な利用見込みがない場合は２日／月で決定）
支給期間	利用開始日から同月末までの期間＋１年以内 （ただし、支給期間開始日が１日の場合は１年以内）
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）
必要経費 ※利用者負担以外	利用者負担以外に居室の光熱水費、食費、日中活動にかかる（材料費等）費用の実費を負担（食事提供加算あり）
優先順位	介護保険優先
備考	・障害児の緊急利用について養護に欠ける等の状況がある場合は、児童相談所の一時保護による対応となる場合がある。 ・緊急等やむを得えない理由による短期入所の利用については、事前協議のうえ、利用調整を優先した後に受給者証の交付を行う。 ・短期入所事業所が医療機関である場合、健康保険で入院として対応される場合がある。

Ⅴ　居住支援

（１）共同生活援助（障害福祉サービス・訓練等給付）

<table>
<tr><td rowspan="2">サービス
名　称</td><td colspan="2">共同生活援助（グループホーム）</td></tr>
<tr><td>介護サービス包括型
日中サービス型</td><td>外部サービス利用型</td></tr>
<tr><td rowspan="2">サービス
内　容</td><td colspan="2">グループホーム入居者に対して、相談その他日常生活上の援助を行う。</td></tr>
<tr><td>入浴、排泄、食事等の介護その他の必要な日常生活上の援助をグループホームが提供。</td><td>利用者ごとに必要性や利用頻度が異なる介護サービスについては、「受託居宅介護サービス」として、居宅介護事業所に委託して提供。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">障害者（身体障害者については、65歳未満又は65歳未満に達する前日までに障害福祉サービス又はこれに準ずるもの※1を利用したことがある者に限る）</td></tr>
<tr><td>障害支援
区　分</td><td colspan="2">障害支援区分は不要であるが、報酬単価が異なるため区分の取得が望ましい
（外部サービス利用型の場合、受託居宅介護サービス費は区分２以上が対象）</td></tr>
<tr><td>支給(利用)
単　位</td><td colspan="2">１日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給量</td><td colspan="2">当該月の日数／月</td></tr>
<tr><td>―</td><td>受託居宅介護の標準支給量
区分2：　150分/月　区分3：　600分/月
区分4：　900分/月　区分5：1,300分/月
区分6：1,900分/月</td></tr>
<tr><td>支給期間</td><td colspan="2">支給開始日から同月末までの期間 ＋3年以内
（ただし、支給開始日が1日の場合は3年以内）</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td colspan="2">１割負担（負担額上限あり）</td></tr>
<tr><td>必要経費
※利用者負担以外</td><td colspan="2">家賃（低所得者への補足給付※2あり）、食材料費、光熱水費等</td></tr>
<tr><td>併給関係</td><td>短期入所・居宅介護との併給不可。
ただし、一定の要件（P.24参照）を満たす場合は、居宅介護等の併給可。
→支給決定基準（P.4）を参照</td><td>短期入所・居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助含む）の併給不可。
（必要と認められれば、受託居宅介護サービスで通院支援等は報酬算定可能）</td></tr>
</table>

※1「準ずるもの」とは…身体障害者手帳の交付、障害基礎年金の支給、地方自治体等の負担により実施する障害者に対する支援事業等

※2　補足給付（特定障害者特別給付費）の支給を受けるためには申請時に「家賃額のわかるもの」の添付が必要。

１．共同生活援助（グループホーム）の事業所形態について

グループホームの事業所形態は、介護等の提供方法により 3 種類あります。

介護サービス包括型	介護等をグループホーム事業者自らが行う
外部サービス利用型	介護等を外部の居宅介護事業所に委託する
日中サービス支援型	重度の障害者等に対して、常時（日中・夜間）の支援体制を確保

２．通院等介助・通院等乗降介助の利用について（外部サービス利用型を除く）

区分１以上かつ慢性疾患等の障害者で、医師の指示による定期的通院が個別支援計画に位置づけられている者は、通院介助の利用が可能となります。ただし、利用は月 2 回までとなります。

３．特定障害者特別給付費について

家賃の実費負担を軽減するため、次のいずれかに該当するものに補足給付を支給します。

① 市町村民税非課税世帯
② 生活保護受給世帯
※ 月額１万円を上限として給付されます。
※ 障害者総合支援法に基づく体験利用を決定する場合も、対象者には支給されます。

４．体験について

（1）入居目的で、定員上の空き部屋がある場合、実施することが可能です。
※ 連続 30 日以内かつ年間 50 日以内で、1 回の支給決定の最長期間は 12 か月

（2）入院中や施設等に入所中、グループホーム入居中も利用可能です。
※ グループホーム入居中の体験利用において、同一敷地内又は同一事業所の体験利用については、報酬算定不可。

（3）体験利用時には、日中活動系サービスの利用可能です。

５．休日における職員の適正配置について

共同生活援助については障害者総合支援法に基づく指定基準上、常時の職員配置は必須とされておりませんが、利用者の障害状況等に応じた支援を行うにあたり、休日を含め必要となる人員を配置する必要があります。

（２）施設入所支援（障害福祉サービス・介護給付）

サービス名　称	施設入所支援
サービス内　容	施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う。
対象者	身体障害者、知的障害者、難病及び精神障害者
障害支援区　分	施設入所支援の決定は、次の2種類。 ①「基本決定」 生活介護利用者であって、区分４以上の者。ただし、50歳以上の者にあっては区分３以上。 ②「訓練等給付利用者決定」 障害支援区分を問わず、自立訓練、就労移行支援利用者で、地域の社会資源の状況により通所が困難であるなど、特に必要と認められる場合。
支給(利用)単　位	１日
支給量	当該月の日数／月
支給期間	支給開始日から同月末までの期間＋３年以内 併給の日中活動の支給期間の方が短い場合はその支給期間に合わせる。 （ただし、支給開始日が１日の場合は３年以内）
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）
必要経費※利用者負担以外	食費・光熱水費の実費負担 （利用者負担階層が生保・低所得１、低所得２の者については補足給付あり）
併給関係	○ 障害者支援施設への入所については、日中の障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援等）の支給決定を併せて行う。 ○ その他サービスの併給については原則不可。
備　考	施設入所支援＋生活介護の受給者は、介護保険制度の適用除外施設入所者として、介護保険被保険者資格を喪失する。 施設入所支援とともに決定する日中活動の日数の上限は、「原則の日数」

Ⅵ　就労定着支援

（１）就労定着支援

サービス名　称	就労定着支援
サービス内　容	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営むうえでの各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。 ※ 事業者は、月１回以上は障害者との対面支援を行うとともに、月１回以上は企業訪問を行うように努める必要がある。
対象者	・就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者かつ就労を継続している期間が就職してから６か月以上42か月未満の方。（就職後６か月経過後に利用開始し、最長36か月利用可能） ※ 病気や障害により休職し、就労移行支援等を利用した後に復職した障害者であって、復職後６か月を経過した者も含む。
障害支援区　分	不要
支給(利用)単　位	１か月
支給期間	標準利用期間：３年（更新は１年単位） ※ ３年の標準利用期間を超えての更新は不可
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）
併給関係	自立生活援助、自立訓練（生活訓練）との併給は不可

Ⅶ　自立生活援助

（１）自立生活援助

サービス名称	自立生活援助
サービス内容	定期的な巡回訪問や随時の対応により、単身等の障害者の地域生活を支援。 （１）概ね週に１回、少なくとも月２回以上の定期居宅訪問 （２）利用者から相談・要請時の訪問等による随時の対応 （３）利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握 （４）必要な情報の提供、助言、相談 （５）関係機関との連絡調整 （６）利用者との常時の連絡体制の確保 （７）その他地域における自立した生活を営むために必要な援助
対象者	① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ② 現に一人暮らしをしており、自立生活援助の支援が必要な障害者 ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、一人暮らしに準じる状況であり、自立生活援助による支援が必要な障害者
障害支援区分	不要
支給(利用)単位	１か月
支給期間	標準利用期間：12 か月 ※ 標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間の更新が可能。（原則１回）
利用者負担	１割負担（負担額上限あり）
併給関係	地域定着支援、就労定着支援との併給不可

Ⅷ　地域相談支援

（１）地域移行支援（地域相談支援）

サービス名称	地域移行支援
サービス内容	（１）地域移行に係る相談 （２）アセスメント （３）支援計画案作成 （４）支援計画作成のためのケア会議の開催 （障害者支援施設又は精神科病院における担当者を招集） （５）概ね週１回、少なくとも月に２回の面接若しくは同行支援 （６）障害福祉サービス事業の体験的な利用の調整 （７）１人暮らしに向けた体験的な宿泊の調整
対象者	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。 ・障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所・入院している者 ※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の者も対象。 ・精神科病院に入院している精神障害者 ※ 直近の入院期間が１年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象とする。 ※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第３条に該当する精神障害児も対象
障害支援区分	不要（スコアのみ必要）
支給(利用)単位	１か月
支給期間	６か月以内 市町村が対象者の状態に応じて必要と認める場合は６か月以内で更新可。 （更なる更新については、原則不可。）
利用者負担	なし
必要経費 ※利用者負担以外	なし

（２）地域定着支援事業（地域相談支援）

サービス名　称	地域定着支援
サービス内　容	（１）地域定着に係る相談 （２）アセスメント （３）支援台帳の作成 （４）常時の連絡体制の確保（居宅への訪問等による利用者の状況把握） （５）緊急の事態への対処等 （訪問等による状況把握、利用者の家族・関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支援等の措置）
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ・居宅において単身で生活する障害者 ・居宅において家族等と同居している障害者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者 （障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院した者の他、家族との同居から１人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等を含む。） ※ 矯正施設退所者に係る支援に当たっては、原則として地域生活定着支援センターと連携して対応する。
障害支援区　分	不要（スコアのみ必要）
支給(利用)単　位	１か月
支給期間	１年以内。対象者の状況に応じて必要と認める場合は更新可。
利用者負担	なし
必要経費※利用者負担以外	なし
併給関係	グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。 自立生活援助との併給については原則不可

第４章　障害児支援について

Ⅰ　障害児の通所給付

（１）児童発達支援

サービス名　称	児童発達支援
サービス内　容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を提供
対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。また、学校教育法第1条に規定する学校に就学していない18歳未満の障害児を含む。
障害支援区分	不要（５領域20項目判定は必要）
支給(利用)単　位	１日 ※ 支援の提供時間により、時間区分（報酬算定区分）が異なります。 時間区分1　30分以上1時間30分以下 時間区分2　1時間30分超3時間以下 時間区分3　3時間超5時間以下　（休日は5時間を超える場合、延長支援）
支給量	療育に必要な日数（月の日数から８日を控除した日数を上限とする）
利用者負担	１割負担（負担上限あり） （３歳になって初めての4月1日から就学までの利用児童については無償）
必要経費※利用者負担以外	原材料費や給食にかかる費用、おやつ代等
併給関係	他制度のサービス提供時間と同一サービス提供時間内でのサービス利用及び同日に複数の児童発達支援事業所の利用は不可。
備　考	医療的ケアを必要とする児童の場合、原則医療的ケアスコア（判定スコア）の提出が必要。（利用する事業所の体制等により、不要となる場合あり。）

（２）放課後等デイサービス

サービス名　称	放課後等デイサービス
サービス内　容	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
対象者	学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業中に支援が必要と認められた18歳未満の障害児。 【18歳到達以降の支給決定】 児童福祉法は原則として、18歳到達までを対象としているが、継続して放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときには、学籍を有する間に限り、20歳の前日まで引き続き支給決定をすることができる。ただし、当該障害児が生活介護など成人の日中サービスを利用できる場合や、18歳到達後で新規利用となる場合は、支給決定できない。
障害支援区　分	不要（５領域20項目判定、就学児サポート調査※は必要）
支給(利用)単　位	１日 ※ 支援の提供時間により、時間区分（報酬算定区分）が異なります。 時間区分1　30分以上1時間30分以下 時間区分2　1時間30分超3時間以下　（平日は3時間を超える場合、延長支援） 時間区分3　3時間超5時間以下　（休日は5時間を超える場合、延長支援）
支給量	療育に必要な日数（月の日数から８日を控除した日数を上限とする）
利用者負担	１割負担（負担上限あり）
必要経費※利用者負担以外	創作活動や作業活動等に伴う原材料費やおやつ代等
併給関係	他制度のサービス提供時間と同一サービス提供時間内でのサービス利用及び同日に複数の放課後等デイサービスの利用は不可。
備考	医療的ケアを必要とする児童の場合、原則医療的ケアスコア（判定スコア）の提出が必要。（利用する事業所の体制等により、不要となる場合あり。） 〔不登校児への支援について〕 不登校児童の利用については、学校等期間や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添った支援をしていく必要がある。

※ 個別サポート加算(Ⅰ)決定のための調査。

表１　障害児調査項目　（５領域11項目）

項目	判断基準			特記事項
① 食　事	□自立	□一部介助 （おかずを刻んでもらうなど）	□全介助	
② 排せつ	□自立	□一部介助 （便器に座らせてもらうなど）	□全介助	
③ 入　浴	□自立	□一部介助 （身体を洗ってもらうなど）	□全介助	
④ 移　動	□自立	□一部介助 （手を貸してもらうなど）	□全介助	

			支援不要 （０点）	支援不要 （０点）	支援が必要な場合がある （１点）	常に支援が必要 （週に１回以上） （２点）	常に支援が必要 （ほぼ毎日） （２点）
⑤ 行動障害および精神症状	(1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	大声・奇声を出す		□	□	□	□
		多動・行動停止		□	□	□	□
		不安定な行動		□	□	□	□
		突発的な行動		□	□	□	□
		てんかん		□年１回以上	□月に１回以上	□週に１回以上	
	(2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。	異食行動		□	□	□	□
		過食・反すう等		□	□	□	□
	(3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	自らを傷つける行為		□	□	□	□
		他人を傷つける行為		□	□	□	□
		不適切な行為		□	□	□	□
	(4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	そううつ状態		□	□	□	□
	(5)再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。	反復的行動		□	□	□	□
	(6)他者との交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加が困難。	コミュニケーション		□	□	□	□
		説明の理解		□	□	□	□
		対人面の不安緊張 集団生活への不適応		□	□	□	□
	(7)学習障害のため、読み書きが困難。	読み書き		□	□	□	□

※ 通常の発達において必要とされる介助等は除く。

※ 短期入所の単価区分
重度：【区分３】 ①～④の項目のうち「全介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が１項目以上
中度：【区分２】 ①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が１項目以上
軽度：【区分１】 区分 3 又は２に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」 又は「全介助」が１項目以上

（３）医療型児童発達支援

サービス名　称	医療型児童発達支援
サービス内　容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援及び治療を行う。
対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児。

（４）保育所等訪問支援

サービス名　称	保育所等訪問支援
サービス内　容	保育園等の障害児が集団生活を営む施設を訪問し、障害児本人に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行う。また、訪問先施設等のスタッフに対する支援方法の指導や情報共有などの支援を行う。直接支援・間接支援の両方が必要。
対象者	児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。 ＊なお、厚生労働省令で定めるものとは、保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、認定こども園、その他市が必要と認めるもの。
障害支援区　分	不要
支給(利用)単　位	１日
支給量	必要な回数 （原則２週に１回程度。障害児の状況や時期によって頻度は変化）
決定方法	児童の心身の状況等を勘案し決定
利用者負担	１割負担（負担額上限あり） （３歳になって初めての４月１日から就学までの利用児童については無償）
必要経費 ※利用者負担以外	実施地域外の訪問支援に要した交通費
併給関係	同一時間帯での支援でなければ、同日に児童発達支援、放課後等デイサービスの利用は可能。ただし、 ・他制度のサービス提供時間と同一サービス提供時間内でのサービス利用は不可。 ・同日に複数の事業所による訪問は不可 ・同日に障害福祉サービス（居宅介護を除く）の利用は不可

（５）居宅訪問型児童発達支援

サービス名　称	居宅訪問型児童発達支援
サービス内　容	重度の障害により外出が著しく困難な障害児に対して、その児童の居宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
対象者	重症心身障害児など重度の障害のため、外出が著しく困難であり、障害児通所支援施設に通うことが困難な障害児 ※ 学齢児も対象（満 18 歳に達するまで）
障害支援区　分	不要
支給(利用)単　位	１日
支給量	必要な回数
決定方法	保護者の利用希望に基づき、児童の心身の状況等を勘案し決定
利用者負担	１割負担（負担額上限あり） （３歳になって初めての４月１日から就学までの利用児童については無償）
必要経費 ※利用者負担以外	創作活動や作業活動等に伴う原材料費等
併給関係	対象児童がその他の通所支援事業を受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則として不可。ただし、通所事業所へ通うための移行期間として組み合わせることは可能。

居宅訪問型児童発達支援支給決定の判断基準

（１）対象児童について

重症心身障害児など重度の障害のため、外出が著しく困難であり、障害児通所支援に通うことが困難な障害児

【重度の障害の例】

① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態

② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

※ 重度の障害のため、インフルエンザ等感染症が流行する時期のみ外出が難しい場合などは、医師の診断書などにより個別に判断する。

③ 重度の精神障害の状態で自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難な状態

（２）障害児相談支援について

居宅訪問型児童発達支援を利用する場合は、指定障害児相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案の提出が必須です（セルフプランではサービス利用ができません。）。

（３）提供するサービス内容について

児童発達支援を居宅にて提供するサービスのため、児童発達支援や放課後等デイサービスに準じます。見守りや送迎者の不在など障害児本人の状態以外の理由による利用はできません。

（４）児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスとの併給について

対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせて通所給付決定を行うことは、原則としてできません。

ただし、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは、協議のうえで可否を判断します。

Ⅱ　障害児の自立支援給付の種類と対象者

支援の種類	対象者
居宅介護	5 領域 11 項目調査※1 を行い、支給の要否及び支給量を決定する。
短期入所	5 領域 11 項目の調査※1 を行い、以下により区分認定を行う。 【区分１】 区分２又は区分３に該当しない児童で①～④項目のうち「一部介助」又は「全介助」が１項目以上 【区分２】 ①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が３項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が１項目以上 【区分３】 ①～④項目のうち「全介助」が 3 項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が１項目以上
同行援護	同行援護アセスメント調査票による調査を行い、「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上
行動援護	12 項目の調査※2 で 10 点以上
重度障害者等包括支援	概ね 15 歳以上。106 項目の調査を行い、審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聞いたうえで支給の要否を決定する。
重度訪問介護	15 歳以上で児童福祉法 63 条の４の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知された場合、障害者と同じ手続きで対象となるかを判定する。

※1：P.59　　『表１　障害児の調査項目（５領域11項目）』
※2：P.33　　『行動援護の調査項目（12項目）』

＊ 重度訪問介護以外のサービスについては、必要に応じ児童相談所等の意見を求めることができる。

第５章　計画相談支援及び障害児相談支援の取扱い

Ⅰ　計画相談支援・障害児相談支援の概要

（１）計画相談支援

<table>
<tr><th>サービス名　称</th><th>サービス利用支援</th><th>継続サービス利用支援</th></tr>
<tr><td>サービス内　容</td><td>① 心身の状況、その置かれている環境、サービス利用に関する利用意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。
② 支給決定の後にサービス提供事業者等との連絡調整等を実施し、サービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。</td><td>モニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、心身の状況や利用意向その他の事情を勘案し、必要に応じて、いずれかの便宜を供与する。
① 「サービス等利用計画」を変更するとともに関係者との連絡調整等を行う。
② 新たな支給決定等が必要と認められる場合において、支給申請の勧奨等を行う。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>障害福祉サービスの申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請にかかる障害者</td><td>サービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された障害者又は障害児の保護者</td></tr>
<tr><td>支給(利用)単　位</td><td>１か月</td><td>１か月</td></tr>
<tr><td>支給期間</td><td>支給決定を受ける障害福祉サービス等の期間と同じ</td><td>サービス利用支援の支給期間のうち、モニタリングの実施月として設定された月</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>必要経費
※利用者負担以外</td><td colspan="2">各事業所の運営規定による実費負担が必要になる場合がある。</td></tr>
<tr><td>併給関係</td><td colspan="2">障害児相談支援が算定される場合は算定不可</td></tr>
<tr><td>優先順位</td><td colspan="2">介護保険の居宅介護計画等が作成されており、申請するサービス等が位置づけられている場合は原則対象外とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">備考</td><td></td><td>継続サービス利用支援を行った結果、サービス利用支援が行われた場合は、継続サービス利用支援は算定しない。（一連の流れで行っている場合は、月をまたいだ場合も同様）</td></tr>
<tr><td colspan="2">相談支援専門員１人当たりの取扱件数が月40件以上の場合は、40件以上に相当する部分の基本報酬が半減適用となる。（計算には前６か月の平均数を用いる）</td></tr>
</table>

（２）障害児相談支援

<table>
<tr><th>サービス
名　称</th><th>障害児支援利用援助</th><th>継続障害児支援利用援助</th></tr>
<tr><td>サービス
内　容</td><td>① 心身の状況、その置かれている環境、サービス利用に関する利用意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。
② 支給決定の後にサービス提供事業者等との連絡調整等を実施し、サービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。</td><td>モニタリング期間ごとにサービスの利用状況を検証し、心身の状況や利用意向その他の事情を勘案し、必要に応じて、いずれかの便宜を供与する。
① 「サービス等利用計画」を変更するとともに関係者との連絡調整等を行う。
② 新たな支給決定等が必要と認められる場合において、支給申請の勧奨等を行う。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>障害児通所支援の申請に係る障害児の保護者</td><td>障害児支援利用援助により「障害児支援利用計画案」が作成された障害児の保護者</td></tr>
<tr><td>支給（利用）
単　位</td><td>１か月</td><td>１か月</td></tr>
<tr><td>支給期間</td><td>支給決定を受ける障害児通所支援の期間と同じ</td><td>障害児支援利用援助の支給期間のうち、モニタリングの実施月として設定された月</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>必要経費
※利用者負担以外</td><td colspan="2">各事業所の運営規定による実費負担が必要になる場合がある。</td></tr>
<tr><td>併給関係</td><td colspan="2">基本的に障害児相談支援を優先的に算定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">備考</td><td></td><td>継続障害児支援利用援助を行った結果、障害児支援利用援助が行われた場合は、継続障害児支援利用援助は算定しない。（一連の流れで行っている場合は、月をまだいだ場合も同様）</td></tr>
<tr><td colspan="2">相談支援専門員１人当たりの取扱件数が月40件以上の場合は、40件以上に相当する部分の基本報酬が半減適用となる。（計算には前６か月の平均数を用いる）</td></tr>
</table>

Ⅱ　サービス等利用計画・障害児支援利用計画の流れ

（１）手続き・フロー

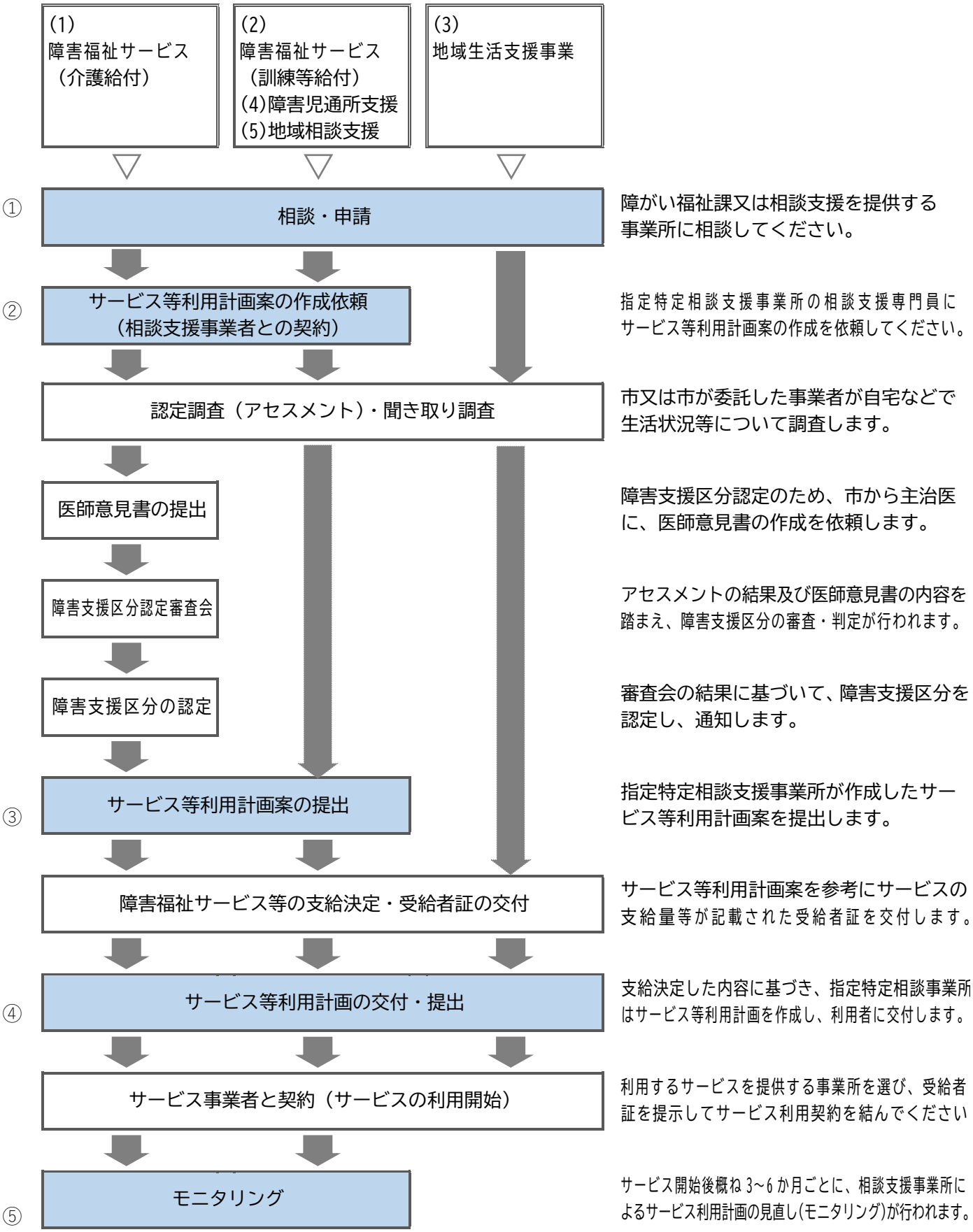

（2）各プロセスにおける提出書類について

相談支援プロセス	市への提出書類 ㊐　：新規のとき ㊐㊗　：新規・更新のとき ㊗　：更新のとき	市への提出期限
① 相談・申請　（障害者から相談・申請）		
	㊐　支給申請書	
② サービス等利用計画案の作成依頼　➔　計画相談支援利用契約締結		
(1) 利用者に対し重要事項の説明 (2) 利用者との契約 (3) 契約内容報告書作成	㊐　サービス利用計画作成契約内容報告書 ㊐　(必要であれば)情報提供依頼書	契約後、速やかに
③ サービス等利用計画案の作成・提出		
(1) 利用者と面接・アセスメント (2) 計画案を利用者に交付 (3) 利用者の同意を得る	㊗　支給申請書 ㊐㊗ サービス等利用計画案 ㊐㊗ サービス等利用計画案(週間) ㊐㊗ 申請者の状況(基本情報)(週間) ㊐㊗ 相談支援給付費申請書 ㊐　計画相談支援依頼届出書	（更新時） サービス終了月の 20 日まで 休日の場合はその前日まで
④ サービス等利用計画の作成・提出		
(1) サービス担当者会議等の開催等により担当者への計画の内容説明、意見徴収 (2) 利用者の同意を得る (3) 利用者、関係者へ速やかに交付	㊐㊗ サービス等利用計画 ㊐㊗ サービス等利用計画(週間)	作成後、速やかに
⑤ モニタリング		
(1) モニタリング報告書作成 (2) 利用者の同意を得る	㊐㊗ モニタリング報告書	作成後、速やかに
(1) モニタリング月の追加・変更 ※ 必要に応じて	㊐㊗ モニタリング期間変更依頼書	請求月の前月 20 日まで

（3）支給決定プロセスごとの提出書類

支給決定プロセス		提出書類										
		支給申請書	地域生活支援事業利用申請書	サービス等利用計画案及び週間計画表	申請者の状況（基本情報）及び現在の生活	サービス等利用計画及び週間計画表	計画相談支援依頼（変更）届出書	計画相談支援給付費支給申請書	サービス利用計画作成　契約内容報告書	モニタリング報告書	継続サービス等利用計画（週間計画表）	モニタリング変更届
①新規	介護給付費および訓練等給付費	●	○	●	●		●	●	●			
	地域生活支援事業		●									
②更新		●	○	●	●			●(注1)		●		
③支給内容の変更(注2)		●	○	●	○					●	○	
④支給決定後						●						
⑤モニタリング	時間帯や事業所等の変更									●	●	
	特に変更ない場合									●	○	
	モニタリング実施月以外に行った場合									●	○	●
⑥計画相談事業所の変更							●		●			

●必須提出　／　○必要に応じて提出

※　児童の場合は、「児童アセスメントシート」を「申請者の状況（基本情報）」とすることもできます。

※　市からの支給決定後に開かれるサービス担当者会議で、計画案の内容に変更が生じた場合は、計画案から変更があったことが分かる内容（見え消し記載やその他留意事項等への記載など）にした計画書を提出してください。

(注1)　既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、支給の期間内であるときは、提出不要。

(注2)　地域生活支援事業のみの変更であれば、「地域生活支援事業利用申請書」のみ提出してください。

申請書類等は、松阪市のホームページからダウンロードできます。

➔ https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/shogai-service-sinseisho.html

松阪市　障害福祉サービス　申請書	検索

（４）相談支援給付費の支給決定について

① 計画相談給付費の支給期間

・支給期間開始月　→　計画作成日の属する月（更新の場合は、更新後の決定期間開始日）

・支給期間終了月　→　サービスの支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終了月

②　モニタリング期間（標準期間）

<table>
<tr><th colspan="2">対象者</th><th>標準設定期間</th></tr>
<tr><td colspan="2">新規サービス利用者</td><td>１か月間
※ 利用開始から 3 か月のみ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">在宅の障害福祉サービス
障害児通所支援　等</td><td>集中的な支援が必要な者</td><td>１か月間</td></tr>
<tr><td>就労定着支援、自立生活援助、
日中サービス支援型共同生活援助</td><td>３か月間</td></tr>
<tr><td>居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、
重度訪問介護、就労移行支援、自立訓練</td><td>３か月間</td></tr>
<tr><td>生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中サービス支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援</td><td>６か月間
※ 65 歳以上で、介護保険のケアマネジメントを受けていない者は 3 か月間</td></tr>
<tr><td colspan="2">【施設入所等】
障害者支援施設、療養介護入所者、重度障害者等包括支援</td><td>６か月間</td></tr>
</table>

Ⅲ　計画相談支援等における松阪市の取扱い及び留意点について

１．申請関係

（１）更新時のサービス等利用計画案等の提出期限

受給者証発行までに１～２週間程度必要となるため、翌月１日からの支給決定更新が必要な場合は、サービス終了月の20日（休日の場合はその前日）までに申請書を含む書類一式を提出してください。

（２）支給決定時に通常有すべき標準的な期間について

２週間

※ ①申請書類に不備等がある場合、②松阪市障害福祉サービス等支給決定基準と乖離がある場合、③上記①と②以外で、20日までに更新書類を提出する場合はこの限りではありません。

（３）提出書類への町名記載

松阪市では業務を地区別に振り分けていることから、計画案以外の提出書類すべてに受給者の町名（付箋等ではなく用紙の右上に直接記入）を記載してください。

（４）契約内容報告書

新規契約・契約解除があった場合は、指定計画相談支援の運営に関する基準〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）〕に基づき、「サービス利用計画作成契約内容報告書（市HP掲載）」を速やかに提出してください。

（５）情報提供依頼の取扱い

新規計画作成対象者の効率的な計画作成のため、市で聞き取りをした利用者の基本情報・サービスの意向等の初期情報が必要な場合は「情報提供依頼書（市HP掲載）」を提出してください。なお、情報提供に当たっては、計画相談支援（障害児相談支援）の提供開始について、当該対象者と利用契約を完了している必要があります。

（６）サービス利用申請書等への押印の省略について

［１］本人が署名する場合　→　フルネームでの署名があれば、押印は必要ありません

［２］家族が署名する場合　→　本人に代わって、家族の者が［１］の名で署名して差し支えないと判断できる場合は、そのように取り扱います。

※ 上記以外の場合は、「本人の署名」に加えて、誰が署名したかが分かるように、「申請者（代理人）の署名」と「続柄の記入」が必要です。

［３］家族以外が署名する場合　→　署名できないので、記名・押印が必要です。

２．支給決定全般に係る事項

（１）サービス終了月について

サービス支給終了期間は「誕生日が属する月まで（１日生まれはその前月末）」となるように設定しています（障害支援区分も同様の期間設定を行います。）。

また、計画相談支援について、複数のサービス利用がある場合は、支給決定期間の最長のサービスに終了月を合わせて設定しています。

なお、標準利用期間が定められているサービス（自立訓練、就労移行支援等）は、支給決定日より起算した１年間を基本とします。

（２）サービスの支給量の変更が適用されるタイミング

支給量は１か月を単位として定めるため、変更後の支給量は、原則として変更を決定した日の属する月の翌月の初日から適用します。

ただし、変更の決定に係る障害者等の心身の状況、介護を行う者の状況等から緊急に支給量を変更する必要がある場合は、事前に市と協議を行い、その結果、変更の必要性が認められる場合に限り、変更の申請のあった月の初日から適用することがあります。

（３）サービス等利用計画と居宅介護計画の位置づけ

指定居宅介護事業所のサービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて居宅介護計画を作成しますが、支援の実施においては、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されます。

当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し・変更を行うことが必要であることから、速やかに相談支援専門員へ情報提供を行う必要があります。

事前の連絡調整等がなく、請求の超過が後日に発覚した場合は、当該請求を返戻処理します。

（４）地域生活支援事業の申請について

移動支援、日中一時支援及び訪問入浴の地域生活支援事業は、サービス等利用計画の作成を必須としないサービスですが、サービス等利用計画が作成されている利用者の場合、地域生活支援事業の利用については当然に当該計画の一部に含まれるものと解釈されることから、地域生活支援事業の申請は、相談支援専門員の業務の範疇に含みます。

３．児童への支給決定に関する取扱い

（１）児童の18歳到達時の取扱い

18歳到達月において、翌月以降のサービス更新を行う場合

① 通所サービス利用者
翌月以降も同一の受給者証番号で更新を行います。
また、所得区分の判定は従来同様に保護者が属する世帯全員で行います。

② 障害福祉サービス利用者（地域生活支援事業含む）
障害福祉サービス受給者証については、新たに受給者証番号を付番し、所得区分の判定は利用者本人及び配偶者で行います。

（２）特別支援学校高等部３年生のサービス決定の取扱い

高等部３年生の生徒が在学中に利用するサービスの支給決定期間は３月末までとなりますが、卒業後すぐに日中活動系サービスを利用する場合が考えられます。その際、卒業日までにサービス担当者会議を開催する必要がありますが、卒業前に学校で行われる進路支援会議等について、その内容がサービス担当者会議に準ずる場合は、進路支援会議等をサービス担当者会議と取り扱って差し支えありません。

その場合、事前にサービス利用計画案を提出して支給決定を受ける必要がありますので、早い段階から卒業式以降の本人のサービス利用意向やスケジュールを確認してください。

（３）児童アセスメントシート（申請者の状況（基本情報））

松阪市では、障害児の基本情報様式として「児童アセスメントシート（市HP掲載）」があります。本シートは、成育歴を始めとした児童の現状を多角的に集約し、文書化することにより、保護者が児童の情報を学校・病院などの各場面にて有効に活用することを目的とし、作成されるシートです。

〔使い方〕

新規の利用申請があった場合、それぞれが役割分担をして記入をする箇所を設定してあるので、①市の担当者→②保護者→③相談支援専門員と、シートを埋めていきながら順番に手渡ししていきます。

相談支援専門員は、最終的に完成したシートを、基本情報としてサービス等利用計画案等と一緒に市へ提出するとともに、保護者へ提供してください。

〔シートの作成・更新タイミング〕（参考）

新規申請時　…　すべての項目を作成します

更新申請時　…　ⅰ）小学校・中学校・高校への進学があった場合
ライフステージの変遷に合わせ、すべての項目の見直しを行います

ⅱ）それ以外の場合
変更のあった箇所のみ適宜修正し、当該ページを計画案等と一緒に提出してください。

４．モニタリング関係

（１）モニタリング報告書について

原則として市へモニタリング報告書の提出が必要です。なお、モニタリングの趣旨を鑑み、モニタリング実施の確認には本人の同意が必要と考えられることから、モニタリング報告書の「利用者同意署名欄」には本人の署名が必要です。利用者からの同意を得たモニタリング報告書の原本は、速やかに市に提出してください。

（２）モニタリング月を追加・変更する場合

障がい福祉課と事前協議を経たうえで請求月の前月 20 日までに「モニタリング期間変更申請書（市 HP 掲載）」を提出し、あらかじめ支給決定を受けてください。手続きがなされない場合は、当該月の継続サービス利用支援費が請求できないことがあります。

（３）モニタリング頻度の設定

P.70の「②モニタリング期間（標準期間）」に従い設定しますが、計画マネジメントを行う中で、標準期間と異なるモニタリング月を設定することが必要と判断される場合は、サービス利用計画案へ要望するモニタリング月を記載するとともに、備考欄等へその理由を明記してください。

一般的には状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定されます。

なお、理由の記載のない場合又は特筆すべき事情と認められない場合は、標準期間のモニタリング月に従って設定をします。

５．請求関係

（１）月をまたいだ場合のサービス等利用計画作成に係るサービス提供月について

計画相談支援費及び障害児相談支援費の請求において、サービス等利用計画案の作成とサービス等利用計画の作成が月をまたいだ場合のサービス提供月は、**サービス等利用支援計画を作成した日(※)が属する月**となります。

※ **利用者からサービス等利用計画の同意を得た（計画に署名をされた）日が計画作成日です。**

［例］下記いずれの場合も 2 月提供分として請求してください。

（ア）	① サービス等利用計画案の作成	1 月 25 日	
	② 支給決定の通知日（受給者証の交付日）	1 月 30 日*	*計画相談支援開始日
	③ サービス担当者会議	2 月 35 日	
	④ 計画の作成と利用者の同意	2 月 35 日	
（イ）	① サービス等利用計画案の作成	1 月 20 日	
	② 支給決定の通知日（受給者証の交付日）	1 月 25 日*	*計画相談支援開始日
	③ サービス担当者会議	1 月 30 日	
	④ 計画の作成と利用者の同意	2 月 35 日	

※ ①～④のすべてを行わなければ、計画相談支援給付費の請求はできません。
更新時においては、算定要件がサービス終了月中に満たされていなければ決定に空白期間ができる（支給決定期間は遡及しない前提）ので、サービス開始月の前月にすべて終了していることが基本となります。

※ ①の前に行うモニタリングは、一連の流れで行っているとみなされるため、月をまたいだ場合も継続サービス利用支援費は算定できません。

（２） 指定特定相談支援事業所の契約変更時について

※『相談支援に関するＱ&Ａ』の「契約変更した場合」をご参照ください。(P.83)

（３） 障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い

○ サービス等利用支援計画を作成した日の属する月分として請求
○ 計画相談支援費と保護者に対しての障害児相談支援費は同一月に算定できない。

上記２点を踏まえて、以下のとおり取り扱います。

児童の最終モニタリングを行った月に、障害者としてのサービス等利用計画に同意をもらった場合、児童の最終モニタリングは算定できず、サービス利用支援費（計画作成分）のみの算定となる。

児童の最終モニタリングを行った翌月に、障害者としてのサービス等利用計画に同意をもらった場合、児童の最終モニタリング月および翌月のサービス等利用計画作成月にそれぞれ継続サービス利用支援費（モニタリング分）、サービス利用支援費（計画作成分）の算定が可能。

Ⅳ　相談支援Ｑ＆Ａ

このＱ＆Ａは、厚生労働省・こども家庭庁より発出された資料より指定計画相談支援等の業務に関する部分を抜粋したものです。一部松阪市の運用を加筆している場合があります。
※問の番号は出典表記としています。

■ 指定権者

問10　指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。

○　お見込みのとおり。
なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。(H25.2.22 Q&A)

■ 受給者証

問19　入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するのか。

○　お見込みのとおり。(H25.2.22 Q&A)

■ アセスメント

問5　児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。
② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することでよいか。

○　障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。
よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。（根拠：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第15条第2項第6号）(H25.2.22 Q&A)

■ 基本相談支援

問21　指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。

○「基本相談支援」とは、質の高い計画相談支援を提示する上で重要な基盤となるものであるが、指定特定相談支援事業所が計画相談支援に必要な範囲で行うものである。一方、「地域生活支援事業の相談支援

事業」は市町村の責務として、一般的な相談、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応するものである。(H25.2.22 Q&A 一部修正　R3.4.8 Q&A 問21)

問22　計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。
　こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいか。 又は、地域定着支援事業で対応することはできないか。

○　計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。
　地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定のうえで地域定着支援で対応することも想定される。
　なお、計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、一定の要件を満たす場合集中支援加算の対象となる場合がある。(H25.2.22 Q&A 一部修正　R7.3.18 Q＆A 問29)

■ 対象者

問23　地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必須か。

○　地域移行支援・地域定着支援を利用する者についても障害福祉サービスと同様に、サービス等利用計画の作成が必要である。(H25.2.22 Q&A 一部修正　R7.3.18 Q＆A 問30)

問24　地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。

○　お見込みのとおり。(H25.2.22 Q&A 一部修正　R7.3.18 Q＆A 問31)

問26　重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。

○　重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。
　なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング（継続の可否の判断）のみ行うことを想定して、１年に１回のモニタリングとしているところである。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問32）

問27　介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。

○　市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えないが、そのためには利用者の障害特性により相談員の継続が必要など、松阪市介護移行支援連携会議にて必要と認められたものに限る。
○「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成するべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問33）

■ 支給決定プロセス

問28　サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。

○　指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。(H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問34)

問29　サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害支援区分の認定後ということでよいか。

○　サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害支援区分認定後となる。(H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問35)

■ モニタリング

問29　モニタリング期間の設定についての考え方如何。

○　モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

○ 一般的には、状態が不安定であること等により利用者との面接等や障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が標準期間の通りとなることが想定される。例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像にある利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。（R3.4.8 Q&A 一部修正、R7.3.18 Q&A 問36）

問30　計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。

例１）サービスの支給決定（更新）の有効期間がR8.5.1～R9.4.30で、モニタリング期間を３か月ごととする場合。

１ 計画相談支援給付費等の支給期間　　R8.5～R9.4
２ 受給者証のモニタリング期間の記載　　R8.5～R9.4
３ 継続サービス利用支援の実施月　　R8.7→R8.10→R9.1→R9.4

例２）サービスの支給決定（新規）の有効期間がR8.5.1～R9.4.30で、モニタリング期間を毎月（利用開始から３か月間以内）その後６か月とする場合。

１ 計画相談支援給付費等の支給期間　　R8.4（計画作成月）～R9.4
２ 受給者証のモニタリング期間の記載　　R8.4～R9.4
３ 継続サービス利用支援の実施月　　R8.5→R8.6→R8.7→R8.10→R9.4

（R3.4.8 Q&A 一部修正、日付変更、R7.3.18 Q&A 問36）

問32　支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

○　支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。
(H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問38)

問33　新規申請や変更申請の場合で、月の途中に支給決定をした場合のモニタリング期間の設定を３か月毎月モニタリングと設定した場合、モニタリング期間の開始時期は支給決定した月から３か月か、支給決定した翌月から３か月か。

○　どちらでも良い。サービス等利用計画のモニタリング時期を参考に、市町村が決定することとなる。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問39）

問34　訓練等給付は、暫定支給決定を２か月間を上限として行うが、暫定支給決定から支給決定を行う際には、改めて指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はないこととなっている。
　訓練等給付の暫定支給決定をした人のモニタリング期間の開始時期は、暫定支給決定の期間の開始月からということでよいか。

○　お見込みのとおり。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問40）

問35　サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。

○　単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。
　なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問41）

問36　障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。

○　障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問42）

問37　「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。

○　お見込みのとおり。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問43）

問38　「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。

○　障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問44）

問39　相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということでよいか。

○　お見込みのとおり。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問45）

問40　計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。

○　業務のすべてを他の事業所へ委託することは認められない。
　遠方の施設であって事業所が出向くことができない場合は、施設の近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問46）

問41　サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。

○　モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。
・支給決定の更新や変更が必要となる場合
・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等

○　なお、上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問47）

■ セルフプラン

問42　指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。

○　「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。
　なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問48）

問43　利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。

○　サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問49）

問43　支給決定又は変更の申請があった際、例えば身体障害の場合は利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の提出を　求めるなど、市町村でサービス等利用計画案と利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）との場合を分けて申請者に指示してよいか。

○　利用者本人が作成するサービス等利用計画案（セルフプラン）は、申請者が希望する場合又は身近な地域に指定特定（障害児）相談支援事業者がない場合に、指定特定（障害児）相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案に代えて提出することができるものであり、利用者が希望していないにも関わらず市町村がセルフプランの提出を求めることは厳に慎むべきものである。（法施行規則第12条の４参照）（R3.4.8 Q&A 一部修正 R7.3.18 Q&A 問50）

■ 障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合

問47　障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。

○　お見込みのとおり。

なお、18歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。(H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問53)

■ 障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い

問62　障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

○　報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。（報酬告示１の注４参照）

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。　(R3.4.8 Q&A 一部修正 R6.4.5 Q&A 問69)

（例）

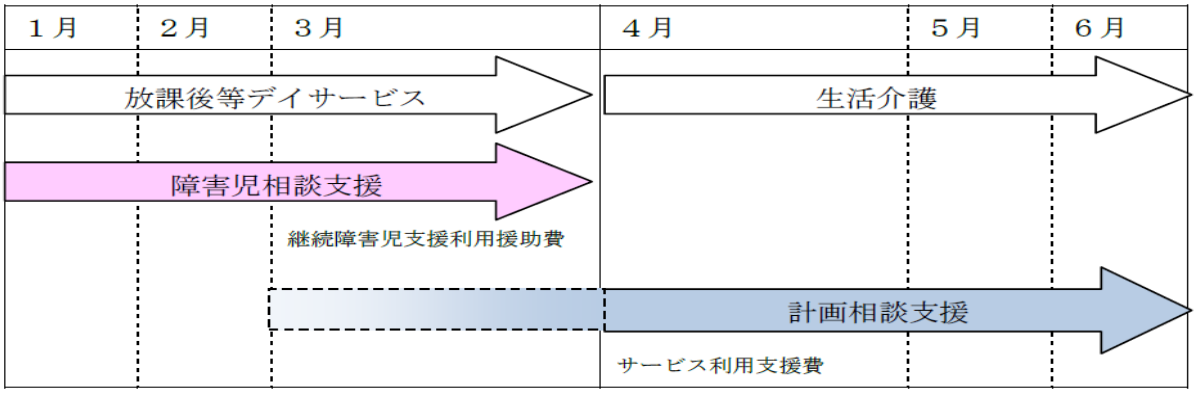

■ 介護保険の対象者の場合

問48　介護保険の対象者の場合、同じ者（ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う）がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。

介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が１００％請求できるのか。

○　請求できる。

なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながらプランを作成する必要がある。（H25.2.22 Q&A、一部修正　R7.3.18 Q&A 問54）

■ 申請却下の場合

問49　障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。

○　お見込みのとおり。（H25.2.22 Q&A、一部修正　R7.3.18 Q&A 問55）

■ 請求のタイミング

問45　サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合は令和8年4月分）として翌月に請求するのか。
（例）支給決定の通知日：令和8年4月10日
計画作成日　　：令和8年4月20日
サービス有効期間：令和8年5月１日～
→上記をサービス利用支援費の４月分として、５月に請求。

○　お見込みのとおり。（H25.2.22 Q＆A、日付を変更 R7.3.18 Q&A 問51）

問46　計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。

○　計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。（H25.2.22 Q＆A、R7.3.18 Q&A 問52）

■ サービス利用支援費・継続サービス利用支援費の算定について

問51　モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。

○　算定できる。（H25.2.22 Q＆A、R7.3.18 Q&A 問57）

問52　計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

○ サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもそれぞれ１回しか算定することはできない。（報酬告示１の注１、２参照）
○ 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。（報酬告示１の注５参照）
○ サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。（留意事項通知第四の１の(6)参照）（R3.4.8 Q＆A 一部修正、R7.3.18 Q&A 問59）

問62　継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるので、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として算定できるか。

○　お見込みのとおり。（報酬告示１の注５参照）
　なお、モニタリングを行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリングで行えているため、モニタリングとサービス等利用計画の作成の時期が月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。（R3.4.8 Q&A 一部修正、R7.3.18 Q&A 問62）

■ 同一の月に支援を複数回行う場合

問53　障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を２回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を２回分算定してもよいか。

○　サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても１回分しか算定することはできない。（報酬告示１の注１参照）（R3.4.8 Q&A 一部修正、R7.3.18 Q&A 問60）

問54　モニタリング期間が１月（毎月）ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は２回分算定することは可能か。

○　継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても１回分しか算定することはできない。（報酬告示１の注２参照）（R3.4.8 Q&A 一部修正、R7.3.18 Q&A 問61）

■ 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合

問56　継続サービス利用支援（モニタリング）を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にモニタリングとサービス等利用支援を行うこととなった。
　モニタリングとサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。

○　同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。（報酬告示１の注５参照）（R3.4.8 Q&A 一部修正、R7.3.18 Q&A 問63）

問57　障害福祉サービスの体験利用（短期間）を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援（モニタリング）を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。

○　同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。（留意事項通知第四の１の(6)参照）
　さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。（R3.4.8 Q&A、R7.3.18 Q&A 問64）

■ 契約変更した場合

問52　指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。

○　契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。　（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問58）

問58　契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。

○　契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。（報酬告示１の注２参照）

　このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。（R3.4.8 Q&A 一部修正、R7.3.18 Q&A 問65）

問66　障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。

○　同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。　（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問66）

問61　サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるがいかがか。

○　お見込みのとおり。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問67）

■ 転入・転出

問68　サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるがいかがか。

○　お見込みのとおり。

転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。

この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問68）

■ 利用者が死亡した場合

問50　指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。

○　サービス利用支援費の算定はできない。（H25.2.22 Q&A、R7.3.18 Q&A 問56）

■ 基本報酬

問38　モニタリング標準期間について、利用者の状況に応じてそれ以外の期間を設定してもよいか。

○　施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、例えば標準期間が６か月に１回のところを３か月に１回としても差し支えない。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。（R3.4.8 Q&A）

<u>計画相談支援</u>
- 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

<u>障害児相談支援</u>
- 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

問77　相談支援専門員1人当たりの取扱件数には、基本報酬以外の加算の件数も含むのか。また、計画相談支援を行う事業所が地域相談支援の事業の指定も併せて受けており、相談支援専門員が地域相談支援における対応も実施している場合、当該件数も含まれるのか。

○　取扱件数は、１か月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、　継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。（H30.3.30 Q&A）

■ 加算共通

問79　加算が複数創設されているが、すべて併給が可能か。

○　以下の場合については、加算の併給はできない。

①　退院・退所加算と初回加算の併給

②　医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給（H30.3.30 Q&A）

問80　平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

○　「入院時情報連携加算」「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。（H30.3.30 Q&A）

問27　加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいのか。

○　以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算
② 居宅介護支援事業所等連携加算における「会議参加」と退院・退所加算
③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（Ⅰ）及び退院・退所加算
（R3.4.8 Q&A）

問30　令和３年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。　（R3 Q&A）

○　以下の加算については、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能である。

①集中支援加算
②居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」
（R3.4.8 Q&A）

■ 初回加算

問69　計画相談支援・障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規で作成する場合も対象になるのか。

○　計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に対して、新規にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する場合や、前６月間において障害児通所支援及び障害福祉サービス等の利用がない場合に対象となるものであるため、利用する相談支援事業所が変更となるだけでは対象にならない。

なお、セルフプランにより支給決定を受けている計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に対して、初めてサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する場合も初回加算の対象となる。（R3.4.8 Q&A　一部修正、R7.3.18 Q&A 問77）

問81　障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

○　算定できる。（H30.3.30 Q&A）

問34　初回加算の算定月から、前６月において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できないとされているが、具体的にはどのような場合か。　（R3 Q&A）

○　以下の図のとおり、居宅介護支援事業所等連携加算を取得した場合は、加算を取得した最終月から６月経過するまでは、初回加算を取得できないという趣旨である。（R3.4.8 Q&A）

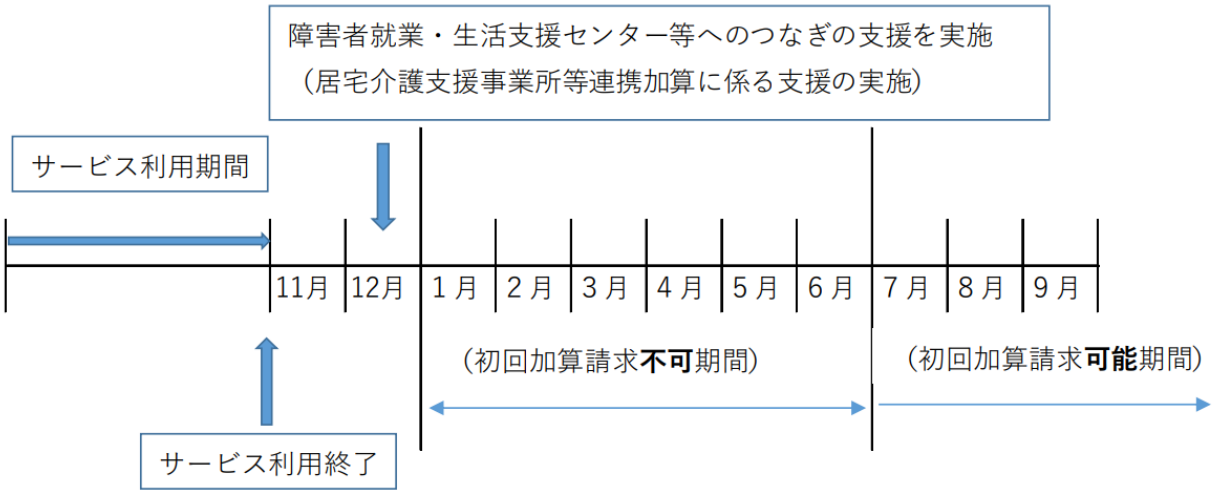

■ 各種加算

〔居宅介護支援事業所等連携加算〕 問82　「居宅介護支援事業所等連携加算」、当該指定居宅介護支援等の利用開始日前６か月以内に算定している場合は算定不可とあるが、異なる居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を作成する場合は、６か月以内でも算定可能か。	算定できる。
〔医療・保育・教育機関等連携加算〕 問83　「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。	留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画等を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。
〔サービス担当者会議実施加算①〕 問84　「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。	サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

〔サービス担当者会議実施加算②〕 問85　モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。	モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。
〔サービス提供時モニタリング加算①〕 問86　「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。	算定可能である。 ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。
〔サービス提供時モニタリング加算②〕 問87　複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用するすべての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。	複数の障害福祉サービス等を利用している者については、すべての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、１箇所でも確認していれば算定は可能である。
〔サービス提供時モニタリング加算③〕 問88　「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1　人当たり39　件まで請求できるが、取扱件数と同様に前６か月平均なのか。	取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する場合があることに配慮して前６か月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前６か月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。
〔行動障害支援体制加算①〕 問13　「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を１名以上配置していることを要件としているが、行動障害のある知的障害者や精神障害者以外の利用者に対して支援を行った場合でも算定可能なのか。また、１事業所に複数の相談支援専門員が配置されており、対象となる研修を受講した常勤の相談支援専門員を１名のみ配置している場合、研修を受講していない相談支援専門員が支援を行った場合でも算定可能なのか。	「行動障害支援体制加算」については、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることを評価する加算であるため、要件を満たしている期間中に当該事業所で実施したすべてのサービス利用支援及び継続サービス利用支援について加算を算定できるものである。<u>なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算についても同様である。</u>
〔行動障害支援体制加算②〕 問14　「行動障害支援体制加算」を算定していた事業所が月途中で要件を満たさなくなった場合、加算を算定できるのはいつまでか。	月途中で要件を満たさなくなった場合、当該月の要件を満たしている期間中に実施した指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援に係る計画相談支援費について加算を算定することができ、要件を満たさなくなった日以降に実施した分については加算を算定することができない。 <u>なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。</u>

第６章　松阪市地域生活支援拠点等事業について

介護者（家族）の突然の病気や事故などに備えた「緊急時の対応」や「親亡き後」等を見据え、親元等から離れて生活するための「体験の機会・場の提供」等の機能を整備し、障がいのある方やそのご家族が地域で安心して暮らしていけるようにする仕組みです。

１．地域生活支援拠点の機能

（１）相談

緊急時の支援が見込めない世帯（ハイリスク世帯※1）を事前に登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

（２）緊急時の受入れ・対応

緊急時の受入れ、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能

（４）専門的人材の確保・養成

専門的な対応の体制確保や専門的な人材の養成を行う機能

（５）地域の体制づくり

多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能

※1ハイリスク世帯とは

① 主たる介護者が高齢又は緊急的な入院が必要と見込まれる方

② 緊急時に頼ることができる家族・親戚が近くにいない

＊医療的ケアが必要である等、緊急度が高い障害者等については、主たる介護者の年齢は問いません。

＊家族や親せきが近くにいても、緊急時に頼り難い場合は、対象となります。

＊重度訪問介護の利用者やすでに一人暮らしをしている方（グループホームを含む）は対象となりません。

２．地域生活支援拠点への利用者の事前登録（エントリー）

地域生活支援拠点では、緊急時に個々の障害状況や家族状況に応じた支援を行うため、事前エントリー（事前登録）が必要です。

地域生活支援拠点の対象となるハイリスク世帯に該当されるかどうかについては、事前に松阪市障がい福祉課までお問合せください。

３．地域生活支援拠点の機能を担う事業所

地域生活支援拠点等事業所登録届出書を松阪市に提出し、登録を行ってください。

※ 運営規程の変更や加算算定に関する体制の届出も必要となります。

※ 拠点に登録することで、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定が可能となります。

第７章　障害者虐待の防止について

障がいの有無にかかわらず､住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことであり、社会全体で障がい者の虐待防止に取り組んでいく必要があります。

【障害者虐待防止法】

平成 24 年 10 月 1 日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、国や地方自治体、障害者福祉施設などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

【法に定める障がい者虐待の定義と類型】

定義	類型
（1）養護者による障がい者虐待 （2）障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 （3）使用者による障がい者虐待	（1）身体的虐待
	（2）放棄・放置（ネグレクト）
	（3）心理的虐待
	（4）性的虐待
	（5）経済的虐待

【通報窓口】

対象	連絡・通報先	
● こども虐待 （18 歳未満の子ども）	松阪市こども家庭センター　こども家庭支援係（30－8666） 三重県中勢児童相談所（059－231－5666）	
	夜間・休日（児童相談所 虐待対応ダイヤル 189）	
● 障がい者虐待 （18 歳以上 65 歳未満の障がい者）	松阪市障がい福祉課 （53－4082・4056）	嬉野振興局（48－3809） 三雲振興局（56－7910） 飯南振興局（32－2922） 飯高振興局（46－7112）
	夜間・休日（市役所当直室 53－4100）	
● 高齢者虐待 （65 歳以上の高齢者）	松阪市高齢者支援課 （53－4069・4088） 嬉野振興局（48－3809） 三雲振興局（56－7910） 飯南振興局（32－2922） 飯高振興局（46－7112）	第一地域包括支援センター（25－1070） 第二地域包括支援センター（42－7255） 第三地域包括支援センター（32－5083） 第四地域包括支援センター（51－5885） 第五地域包括支援センター（25－4300）
	夜間・休日（市役所当直室 53－4100）	

松阪市障害福祉サービス等利用の手引き

松阪市福祉事務所　障がい福祉課
〒515-8515　三重県松阪市殿町 1340 番地１
TEL：0598-53-4056　FAX：0598-26-9113
E-mail：shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

この冊子は UD フォントを使用して作成しています。